

横手市下水道中長期ビジョン



横手市上下水道部下水道課

目 次

1. 横手市下水道中長期ビジョンの背景と目的	1
1-1. 横手市下水道中長期ビジョンの背景と目的	
1-2. 横手市下水道中長期ビジョンの位置付け	2
1-3. 横手市下水道中長期ビジョンの計画期間	3
2. 横手市下水道の現状	4
2-1. 横手市の下水道について	4
2-2. 横手市下水道の現状と課題	7
3. 基本理念と基本方針	44
3-1. 基本理念	44
3-2. 基本方針	44
4. 長期ビジョンと中期計画及び中期の主な具体的取組み	46
4-1. 快適な暮らしの実現	47
4-2. 安全で安心な暮らしの実現	49
4-3. 安定した経営基盤の確立	51
4-4. 市民参画の推進	54
5. 中期の整備スケジュールと整備目標	57
5-1. 整備スケジュール	58
5-2. 整備目標値の設定	60
6. 調整会議 委員名簿	63
参考：用語説明	64
(本文中にある※印のある用語についての説明)	

1. 横手市下水道中長期ビジョンの背景と目的

1-1. 横手市下水道中長期ビジョンの背景と目的

本市は、平成17年10月1日、旧横手市、旧増田町、旧平鹿町、旧雄物川町、旧大森町、旧十文字町、旧山内村、旧大雄村が合併し、新たな「横手市」として誕生しました。これにより、秋田県内で秋田市に次ぐ第二の人口規模をもつ都市となりました。

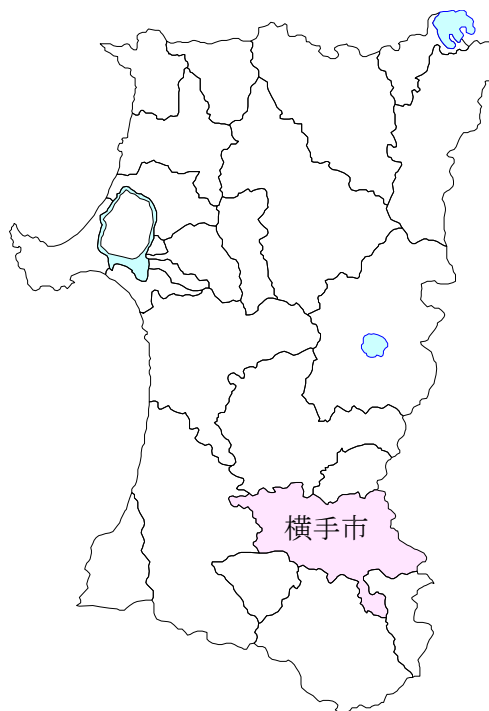
本市の下水道（下記定義参照）における「汚水」の処理方式のうち、「集合処理」としましては、横手、増田、平鹿、雄物川、十文字、大雄地区を一体にした「流域関連公共下水道※」と山内地区の「単独公共下水道※」のほか、横手、大森、十文字地区における「農業集落排水」、大森地区における「林業集落排水」、「小規模集合排水処理施設整備」の各事業により処理を行っております。

また、点在する家屋などの「個別処理」にしましては、合併処理浄化槽※により対応しており、発生する浄化槽汚泥につきましては、し尿処理施設※（横手衛生センター、雄物川衛生センター）で処理しております。

一方、下水道における雨水の排除につきましては、横手、増田、平鹿、十文字の各地域において整備を行ってきております。

しかしながらこれまでは、旧市町村がそれぞれの計画の下で下水道施設を整備してきており、合併後もそれを引き継ぐ形で事業を進めてきました。そのため、事業目標や運営方針などが明確化されていなかったり調整が図られていない部分があり、それらについて、横手市全体として整合を図ったうえで明確化する必要があります。また、急速な人口減少や少子高齢化が進むなか、下水道事業においても、建設整備主体の事業から、維持管理や改築・更新主体の事業への転換が求められており、持続可能な汚水処理サービスの提供に向けた、経営基盤の強化を進めていく必要があります。

このため、横手市における下水道の現状と課題を踏まえ、目指すべき将来像や運営方針を明確化し、より適切に施策を推進するとともに、透明性が高く、効果的・効率的な事業運営を目指すため、「横手市下水道中長期ビジョン」を策定します。



『下水道の定義』

本ビジョンにおいて「下水道」とは、下水道法で定める「公共下水道※」及び「都市下水路※」のみではなく、下水道類似施設である「農業集落排水施設※」、「林業集落排水施設※」、「小規模集合排水処理施設※」、「合併処理浄化槽」を含むものとします。

1-2. 横手市下水道中長期ビジョンの位置付け

横手市下水道中長期ビジョンは、「横手市総合計画」の基本目標・政策の基本方針に即し、国土交通省策定の「新下水道ビジョン※」、秋田県策定の「あきた循環のみず推進計画※」など下水道関連計画を参考に、横手市独自の下水道事業の方向性を示すものです。

この横手市下水道中長期ビジョン策定にあたっては、各関係機関からの委員で構成する策定調整会議を立ち上げ、いろいろな視点から検討を行いました。また、併せて、パブリックコメント※等の実施により市民の意見を反映しながら、よりよい下水道の将来像を設定するものです。

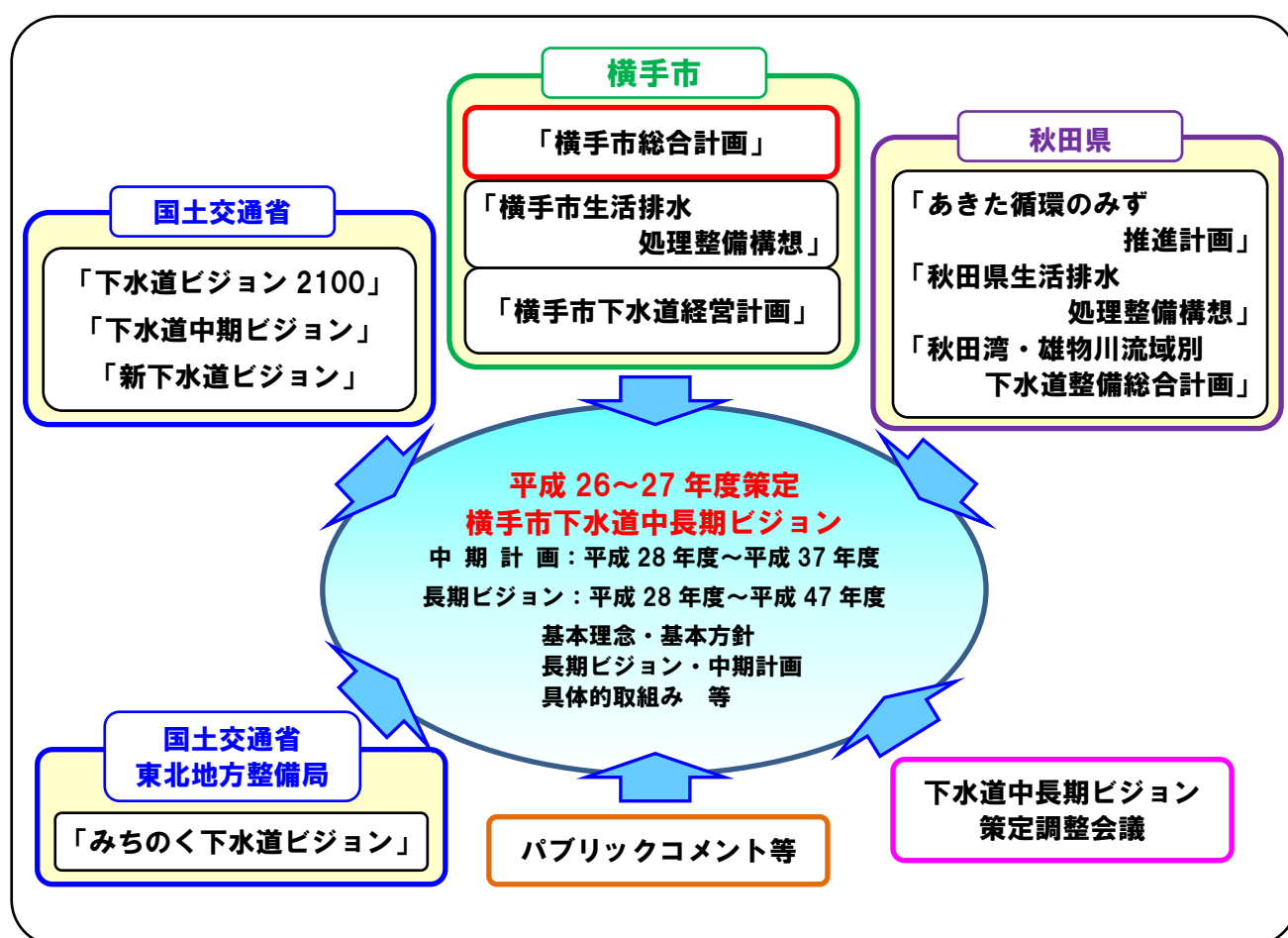


図 1-1 横手市下水道中長期ビジョンの位置付け

1-3. 横手市下水道中長期ビジョンの計画期間

計画期間としては、長期ビジョンとして平成28年度から平成47年度までの20年間と設定し、うち長期ビジョンの実現に向けた中期計画期間を平成37年度までの10年間とします。

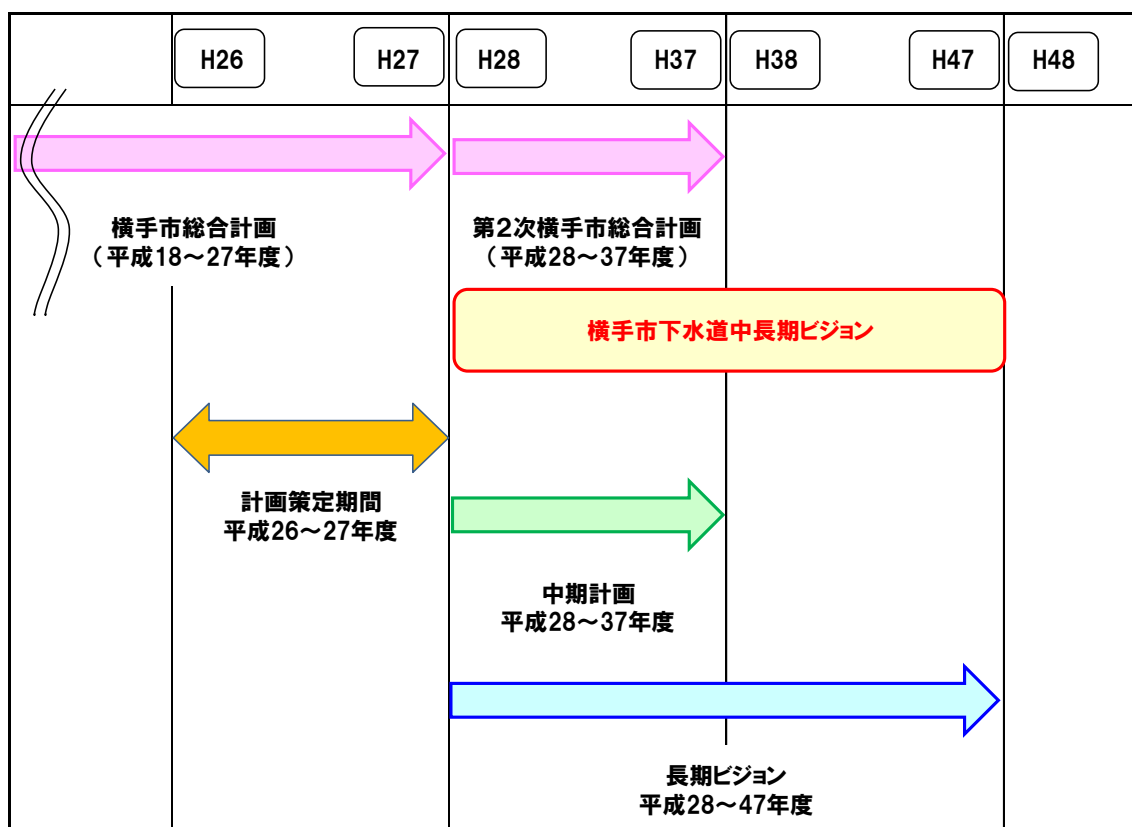


図 1-2 計画期間

2. 横手市下水道の現状

2-1. 横手市の下水道について

下水道の役割は、「周辺環境の改善」、「トイレの水洗化」、「川・湖沼など（公共用水域）の水質保全」を図る汚水処理施設※としての役割と、河川整備や道路整備と連携して「浸水被害の防除」を図る雨水排除施設としての役割があります。

本市の汚水処理施設の整備手法は、市街地など家屋・人口が密集している地域については「公共下水道」を、農村地域などの集落については「農業集落排水」「林業集落排水」「小規模集合排水処理」を、それ以外の家屋が散在している地域については「合併処理浄化槽」を取り入れ、これらの汚水処理施設を組み合わせることで整備を行っています。

また、雨水排水施設については、道路整備などと連携しながら整備を行っています。

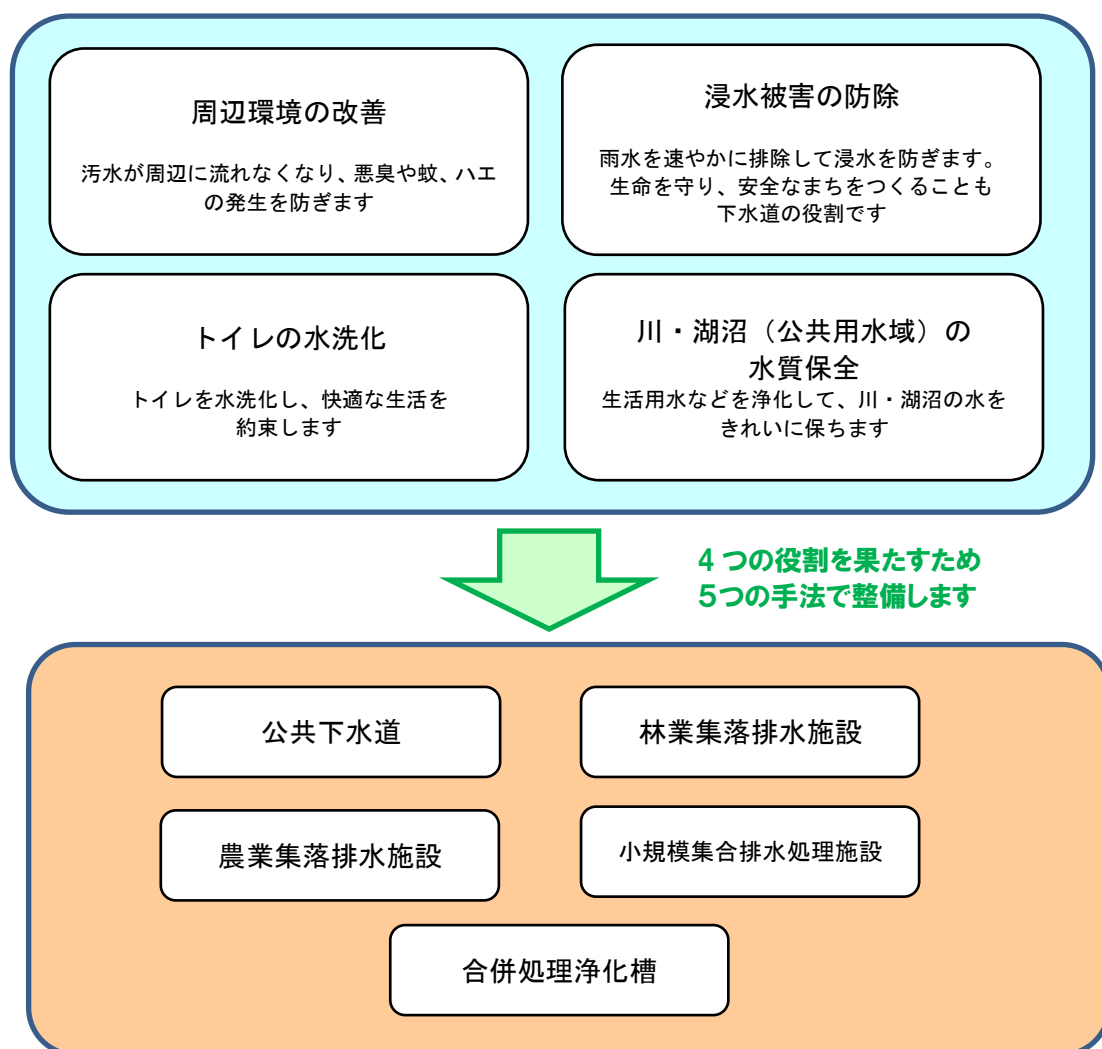


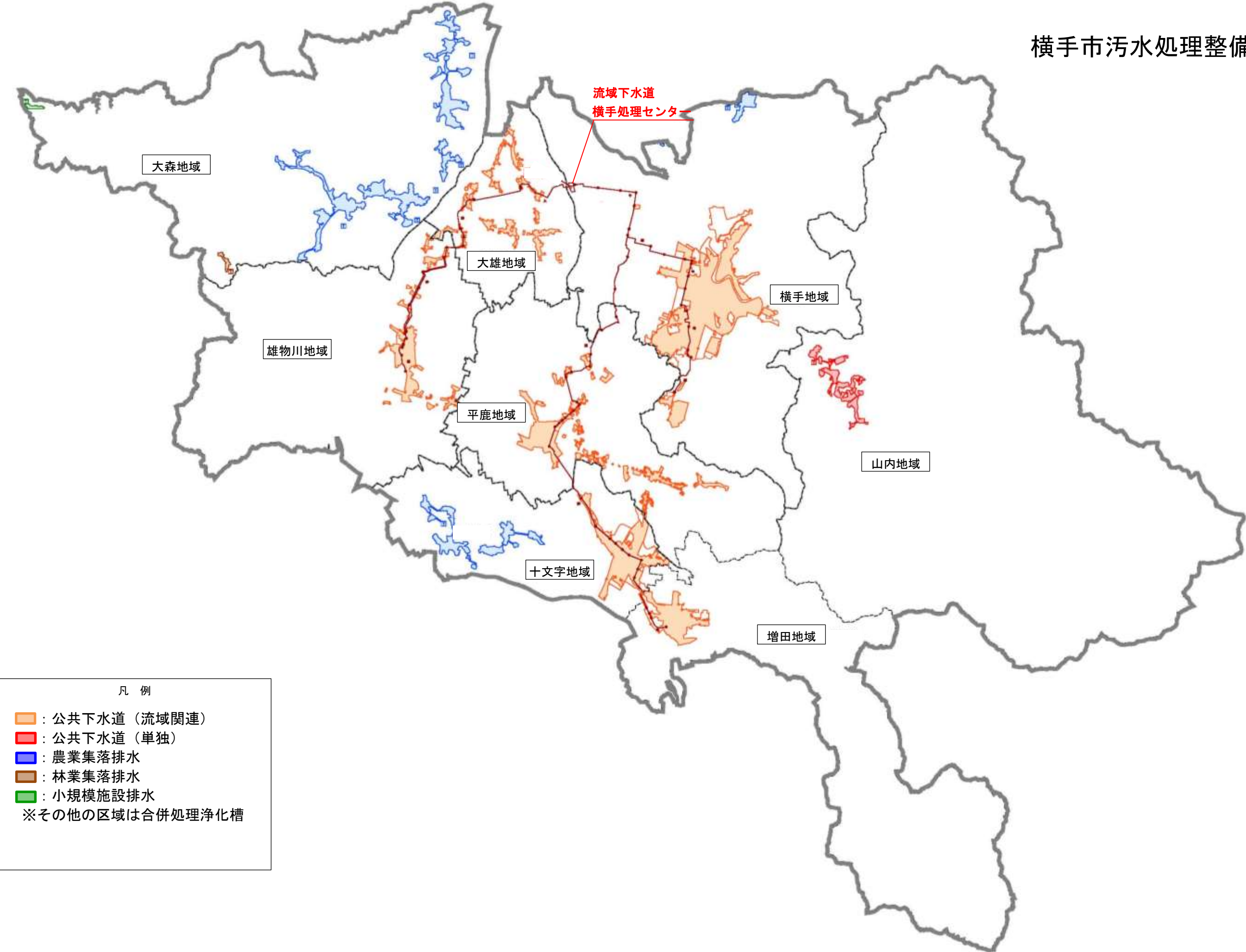
図 2-1 下水道の役割と整備手法

『個別処理方式と集合処理方式』

汚水処理方式では「合併処理浄化槽」で1件ごとに汚水进行处理する「個別処理方式」と、「公共下水道」、「農業集落排水施設」、「林業集落排水施設」、「小規模集合排水処理施設」などの汚水を集めて処理する「集合処理方式」があります。

「個別処理方式」の場合は1件ごとに整備可能で、短期間で整備できますが、「集合処理方式」の場合は処理場から順次上流に向かって整備を進めるため、利用できるようになるまで長い時間を要します。

横手市汚水処理整備構想図



2-2. 横手市下水道事業の現状と課題

(1) 汚水処理の普及

本市の汚水処理は、流域関連公共下水道が平成元年に、単独公共下水道が平成12年に、集落排水施設*等については昭和63年にそれぞれ供用開始しており、その後、管路整備を順次拡大しながら、汚水処理の普及を進めてまいりました。

平成25年度末の公共下水道の整備面積は1,842.9haとなっており、処理人口普及率は47.5%に達し、集落排水施設*等の処理区域内人口やそれ以外の区域において合併処理浄化槽を設置している人口を合わせた汚水処理人口普及率*は73.3%となっております。

しかし、市街地周辺部や家屋が散在している地域の整備が進んでおらず、いまだ約25,800人が汚水処理の恩恵を受けていない状態です。このことから、早期普及を目標にした効率的な汚水処理の整備を推進していく必要があります。

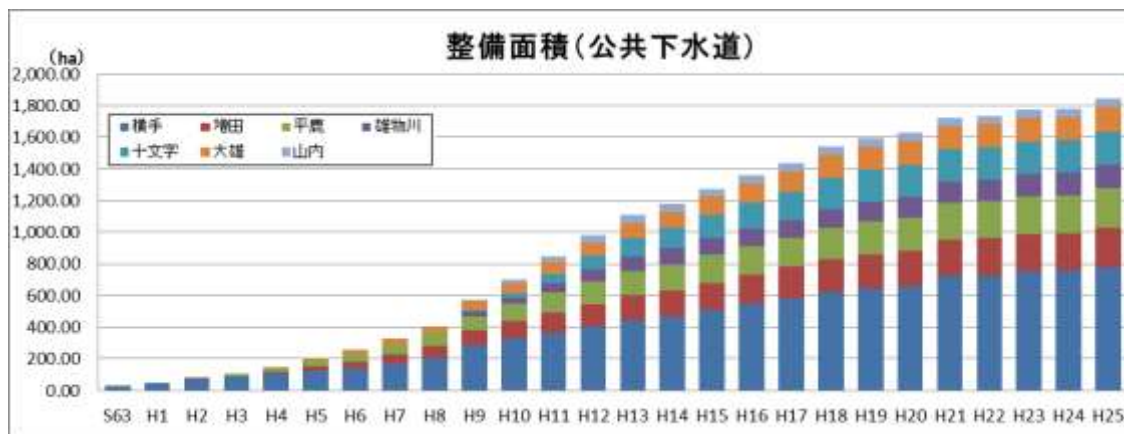


図 2-2 整備面積の推移

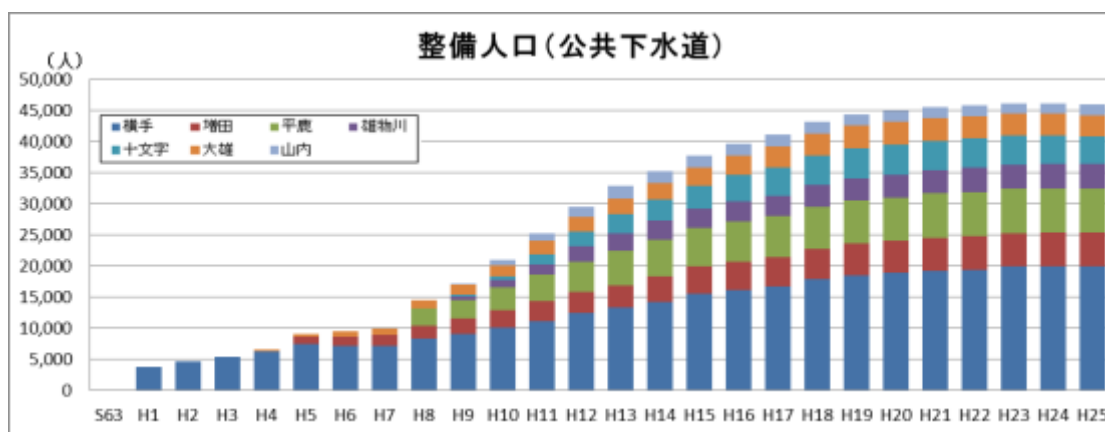


図 2-3 整備人口の推移

(2) 公共用水域の水質保全

ここ数年における河川の水質環境基準点※では、安定した水質を維持しております。

今後も未普及地域の整備を進めるとともに、水洗化率※の向上に努め、安定した水質の保全を図る必要があります。

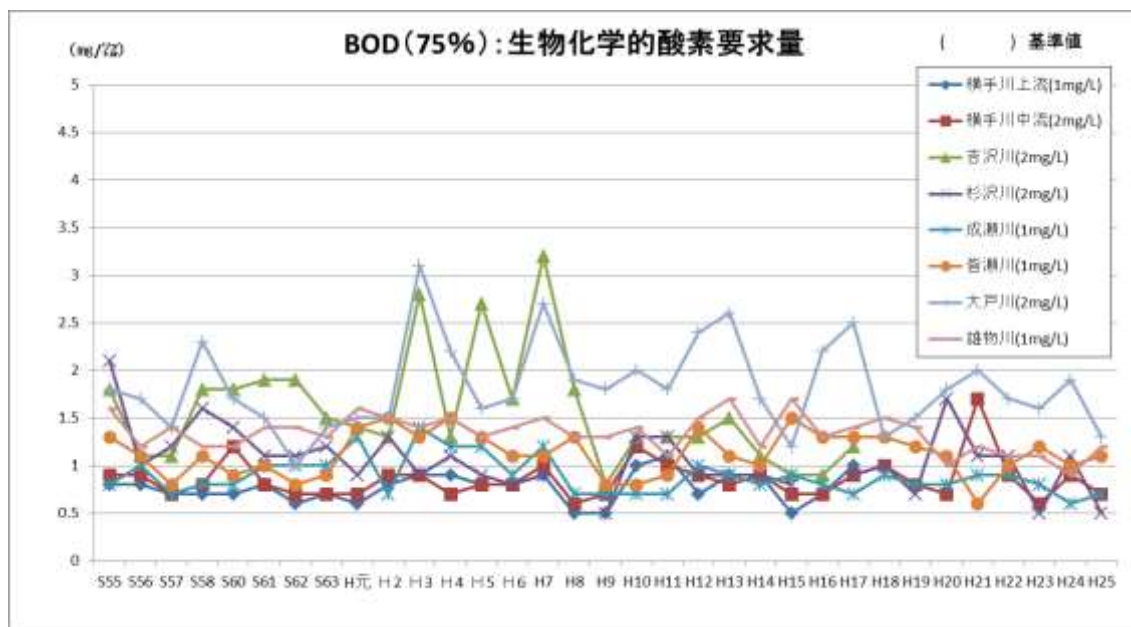


図 2-4 河川水質（BOD※）の推移

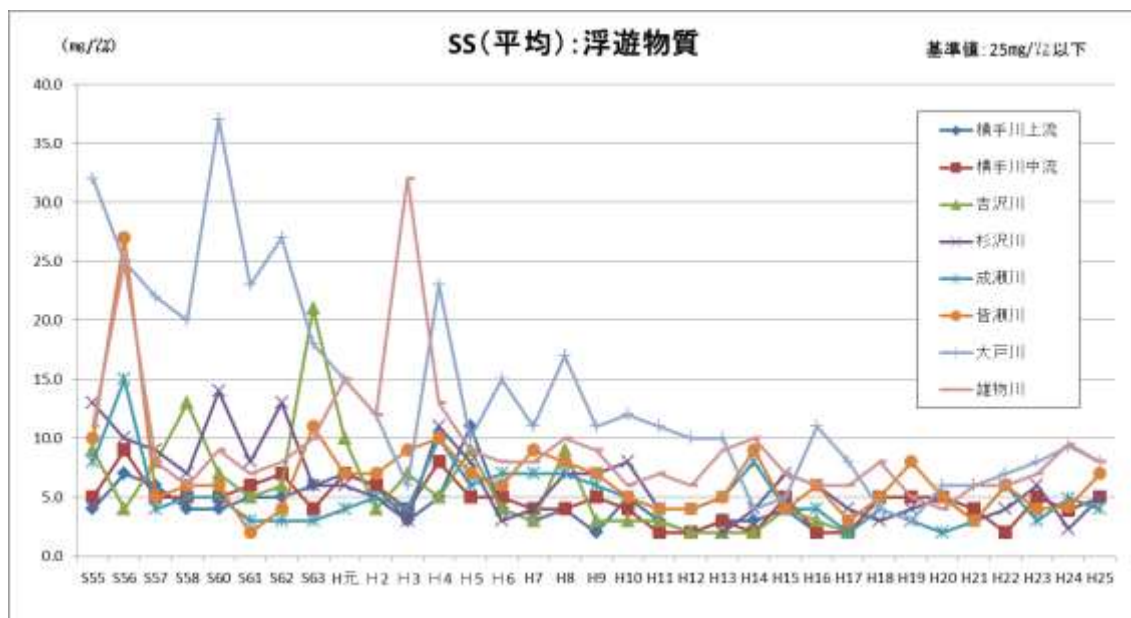


図 2-5 河川水質（SS※）の推移

横手川上流



横手川中流



(3) 浸水対策

市街地における雨水を速やかに排除し、浸水被害（内水氾濫による被害）を未然に防ぐことも、公共下水道の重要な役割の一つです。

本市では、7年確率の降雨（7年に一回程度の確率で発生する降雨）に対応する雨水排除施設として、昭和35年から都市下水路の整備に着手しており、その後、公共下水道として整備を進め、平成25年度末現在の雨水管渠の整備済み延長は、横手・増田・平鹿・十文字地域において約14kmとなっております。

しかしながら、現在においても浸水被害が発生する箇所があることから、道路及び河川事業との連携をさらに深めながら、浸水対策を推進する必要があります。

表 3-1 浸水被害状況（横手市全域）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
床上浸水被害戸数	1	4	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
床下浸水被害戸数	48	111	0	0	5	0	38	0	0	67	17	71
降雨量(日最大)(mm/日)	178	142	56	55	101	49	124	44.5	52	64	77.5	84
降雨量(時間最大)(mm/hr)	40	54	21	31	59	15	32	25	22.5	41.5	27	23

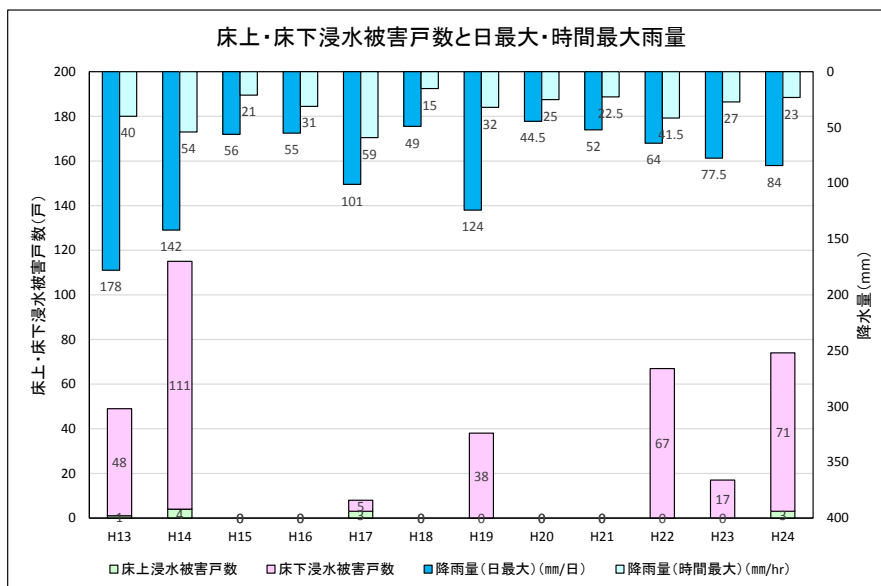


図 2-6 浸水被害状況（横手市全域）

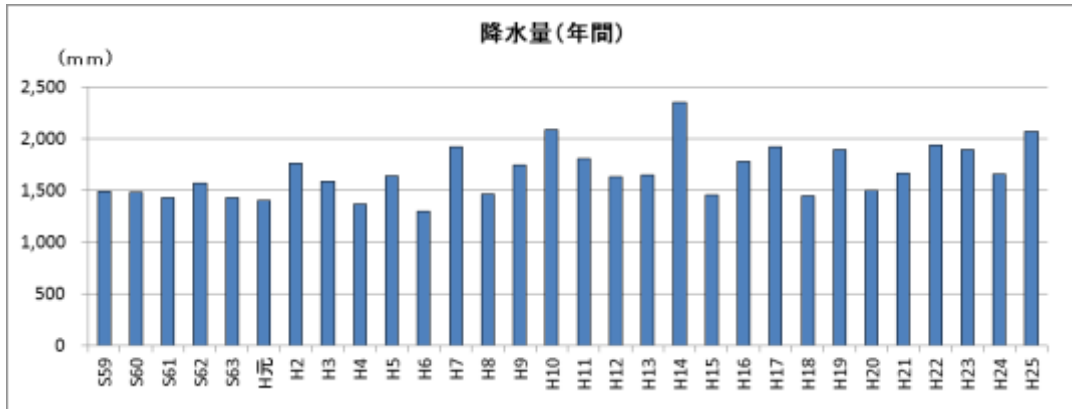


図 2-7 降水量の推移（年間）

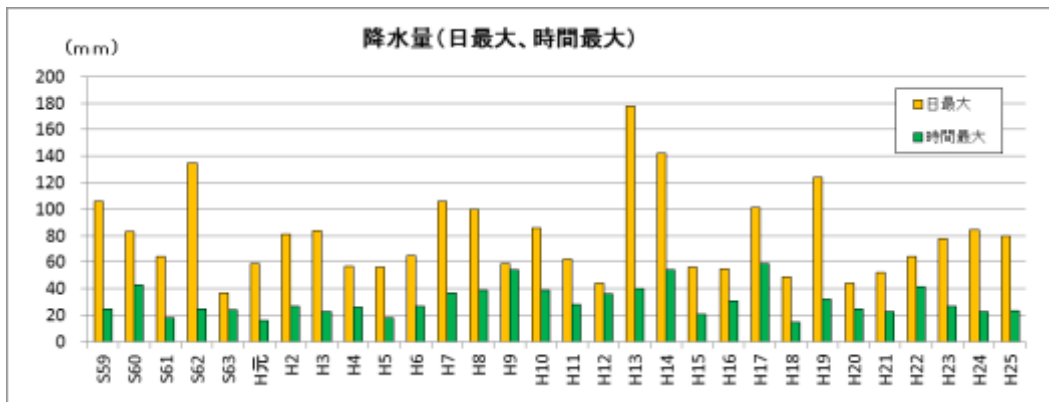


図 2-8 降水量の推移（日最大、時間最大）

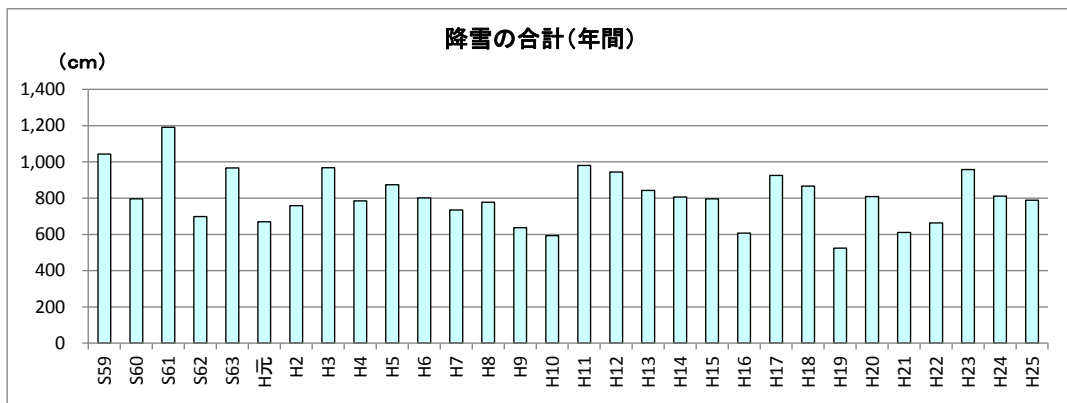


図 2-9 降雪の推移（年間）

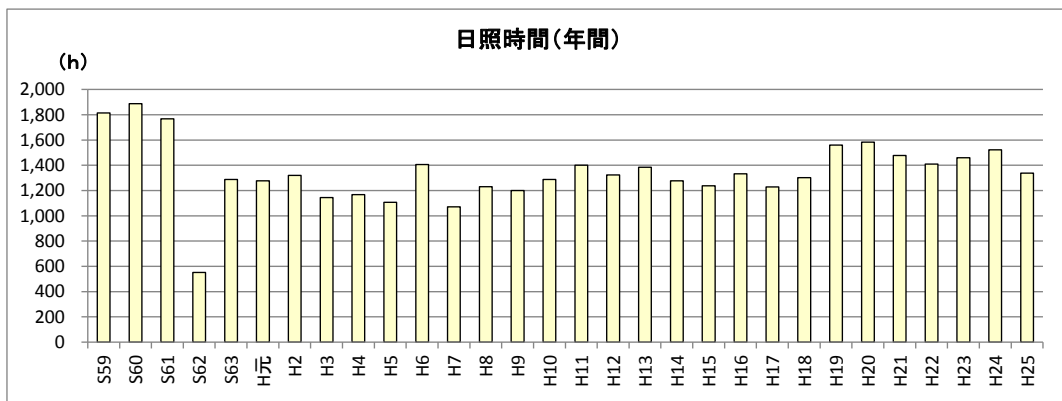


図 2-10 日照時間の推移（年間）

(4) 汚水処理施設

① 管路

本市においては、平成10年度をピークに集中的に下水道整備を行ってきており、平成25年度末の管路の整備済み総延長は約400kmとなっております。

その一方で、今後は管路の老朽化が考えられており、それらを原因とする道路陥没や流下機能*の障害などの不具合が生じる恐れがあります。

そのため、今後は未普及地域の整備だけでなく、点検・調査計画及び改築・修繕計画に基づいた老朽化対策を実施していく必要があります。

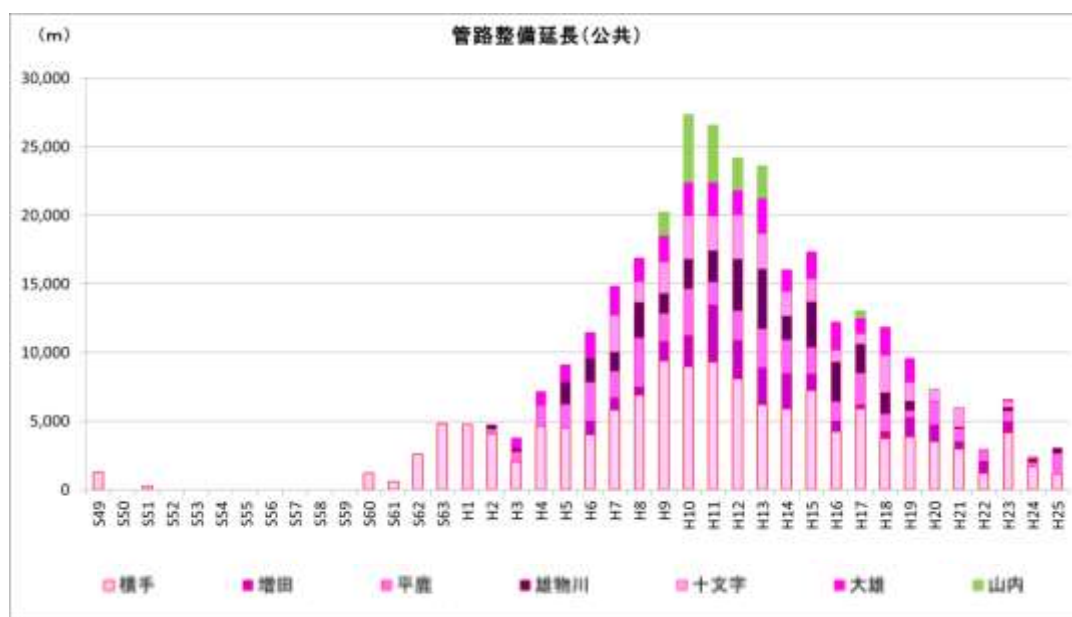


図 2-11 管路整備の推移（公共下水道）

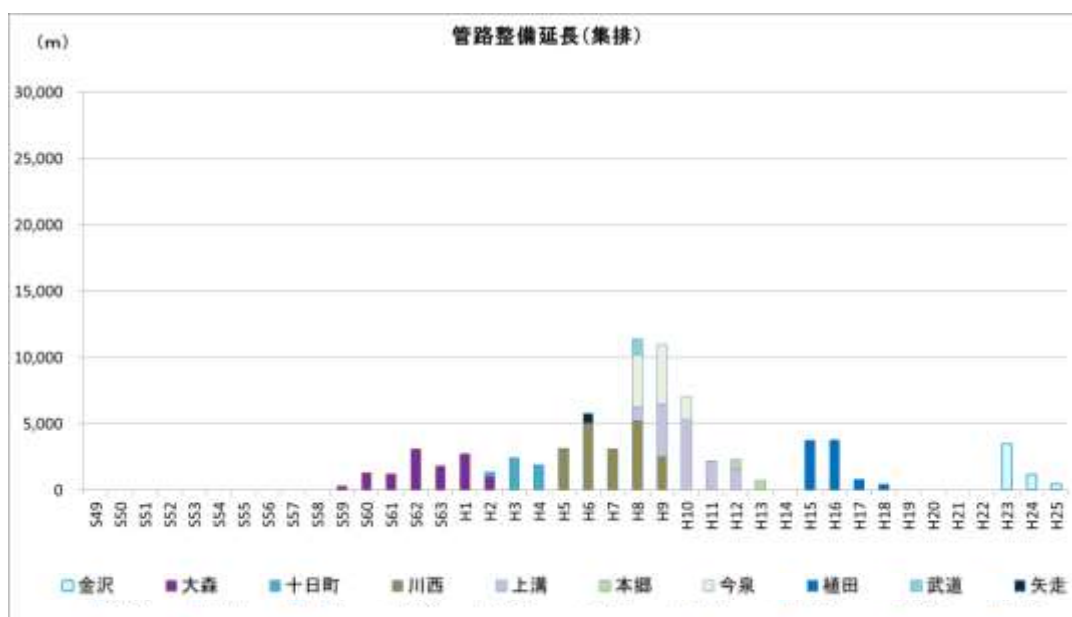
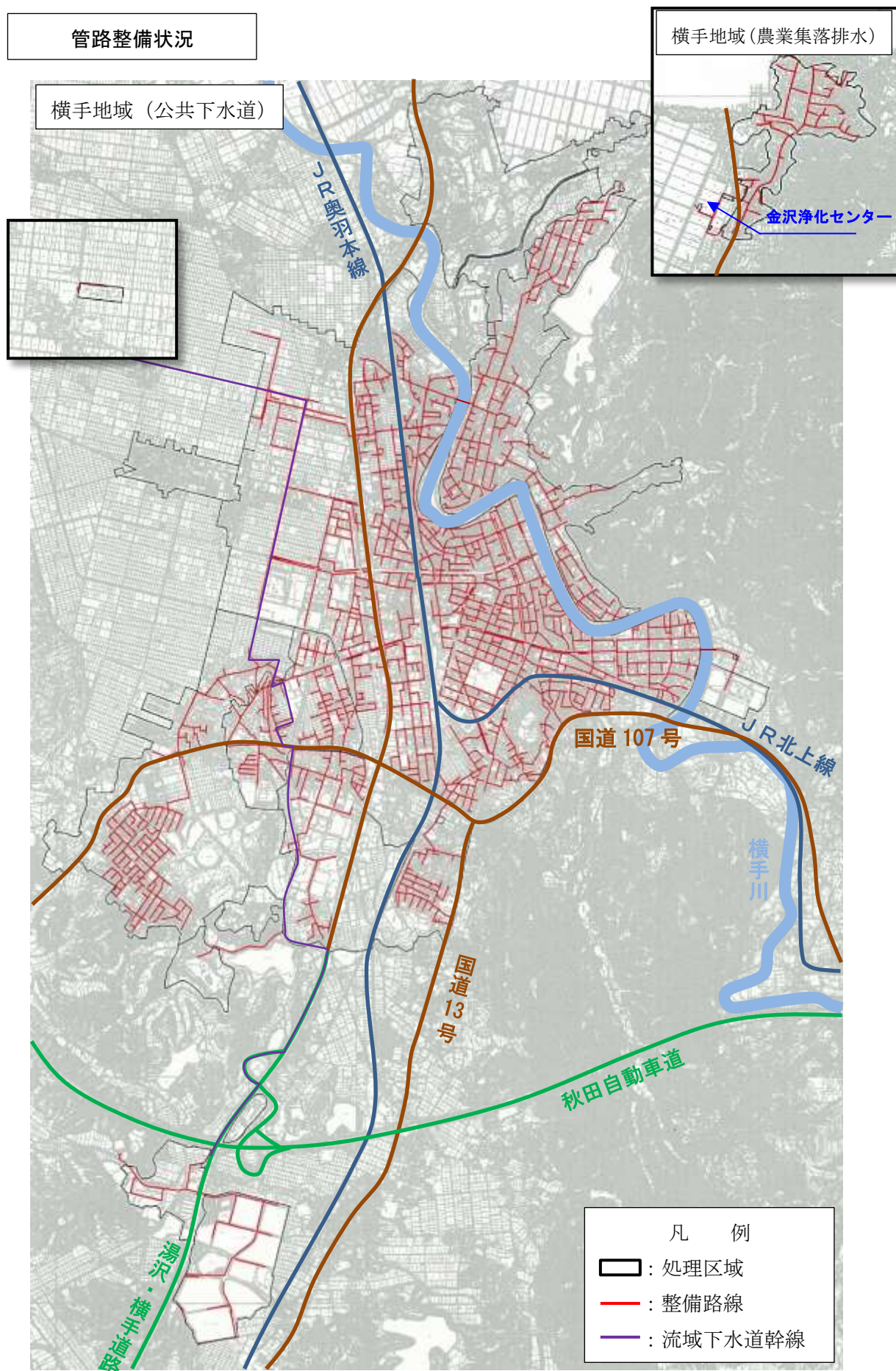
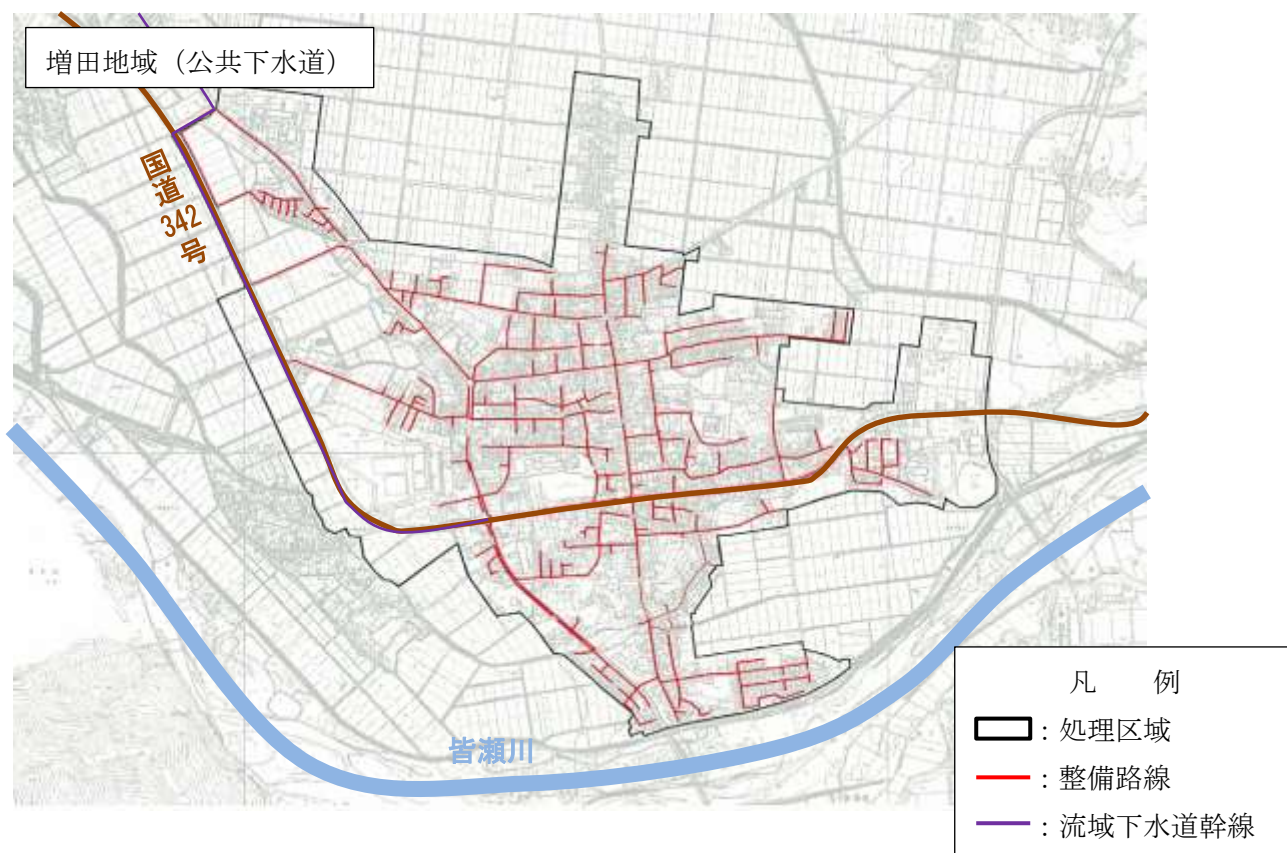


図 2-12 管路整備の推移（集落排水）

管路整備状況



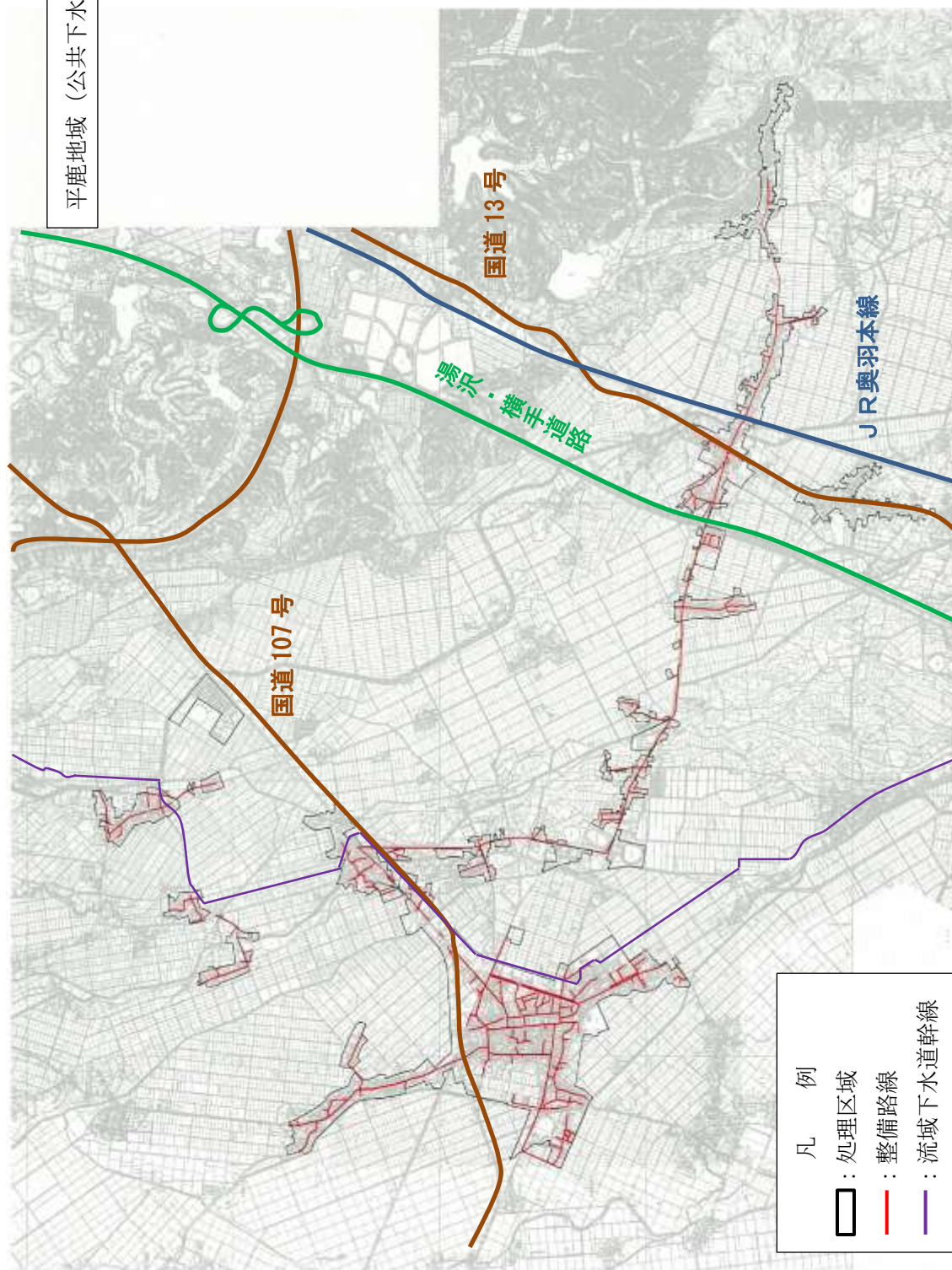
管路整備状況



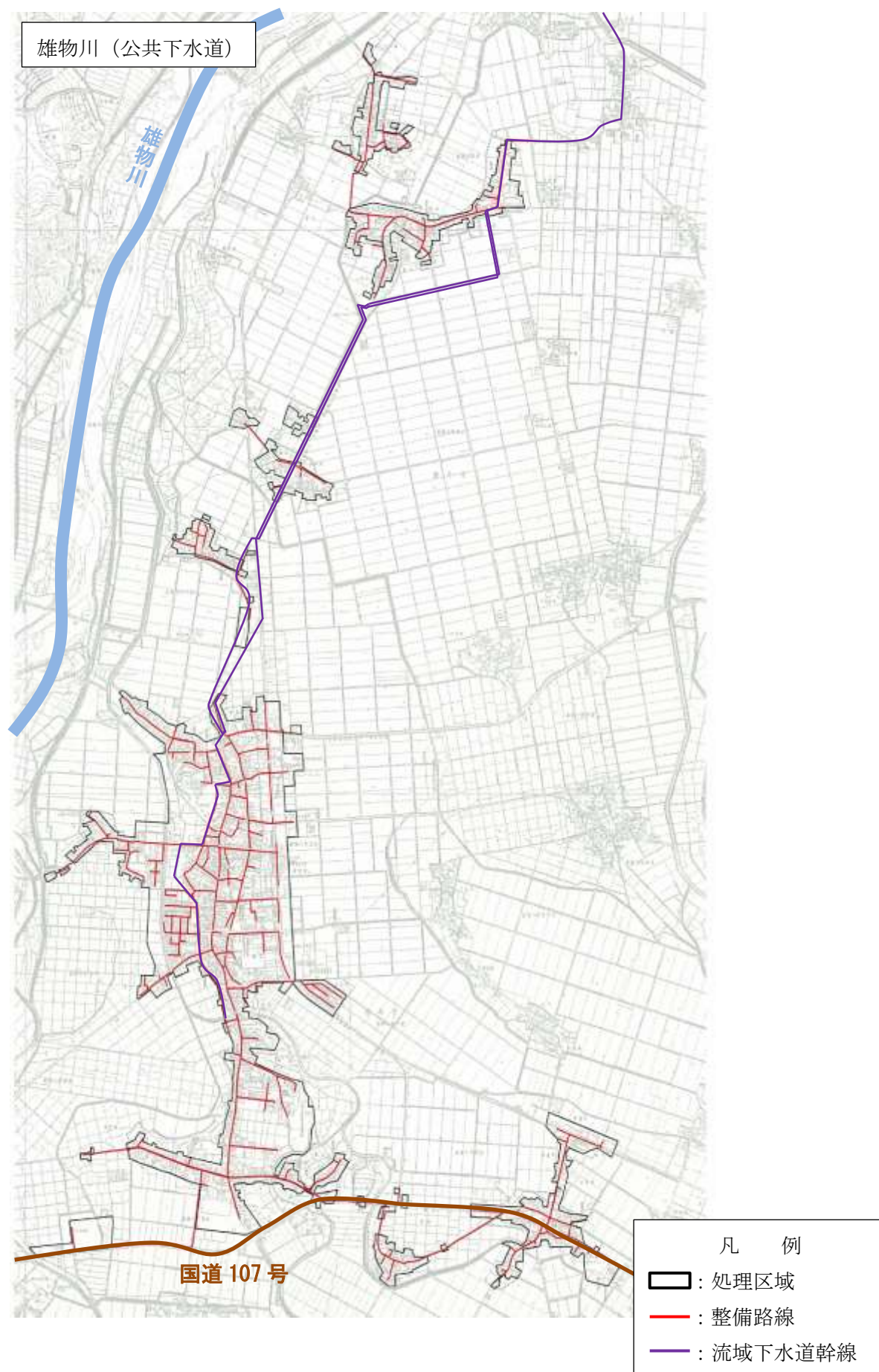
管渠・マンホール工事の様子

管路整備状況

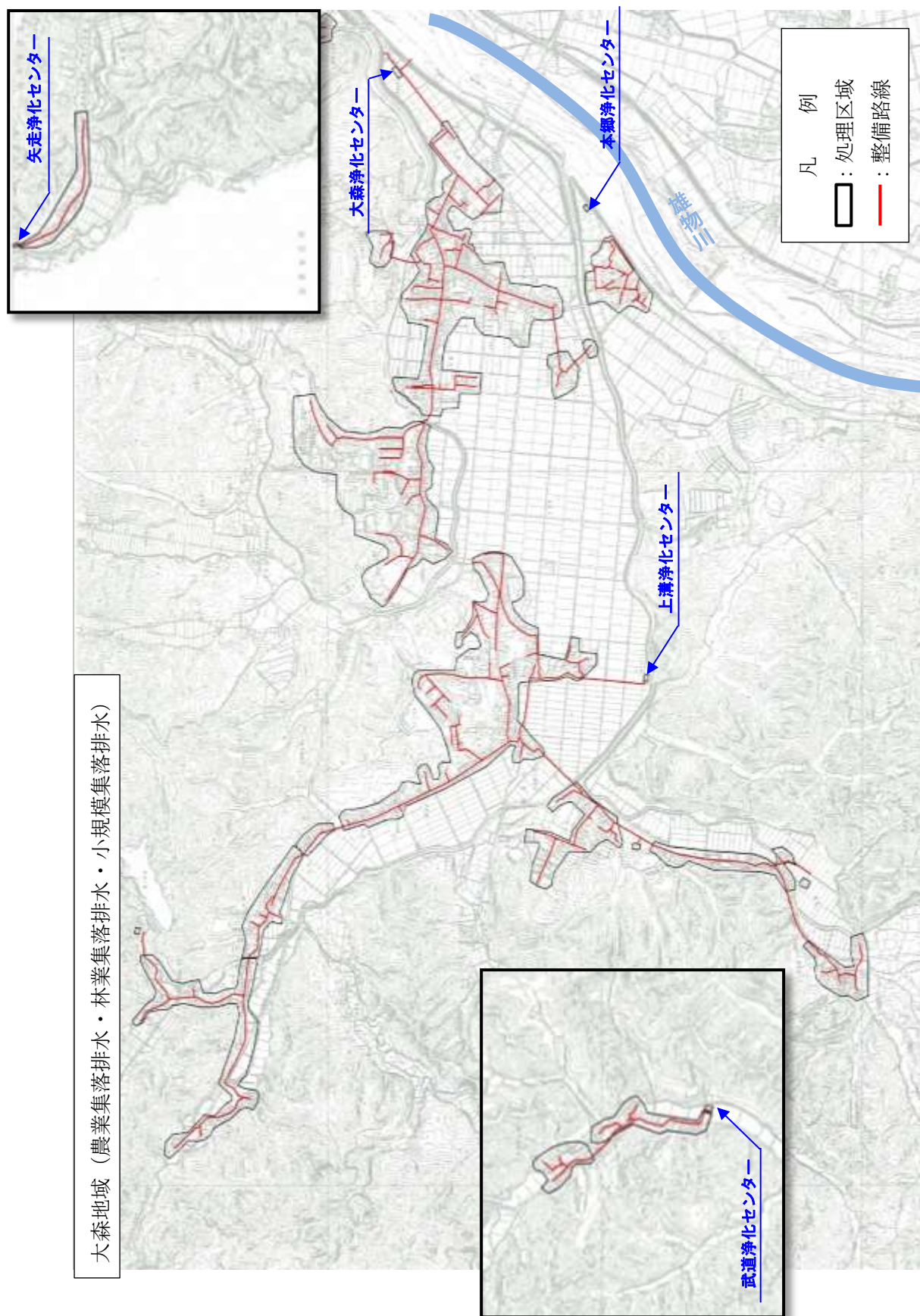
平鹿地域（公共下水道）



管路整備状況

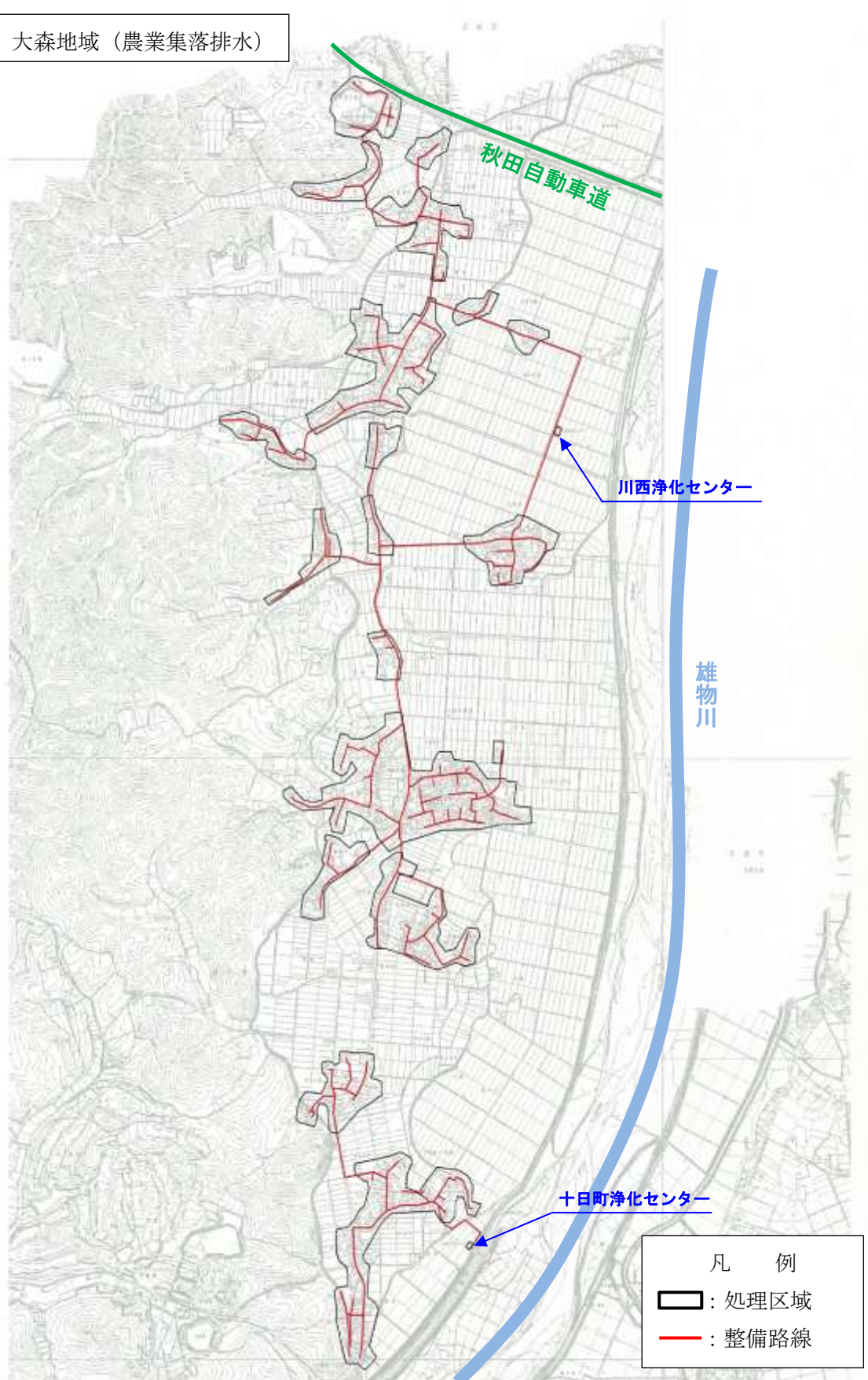


管路整備状況

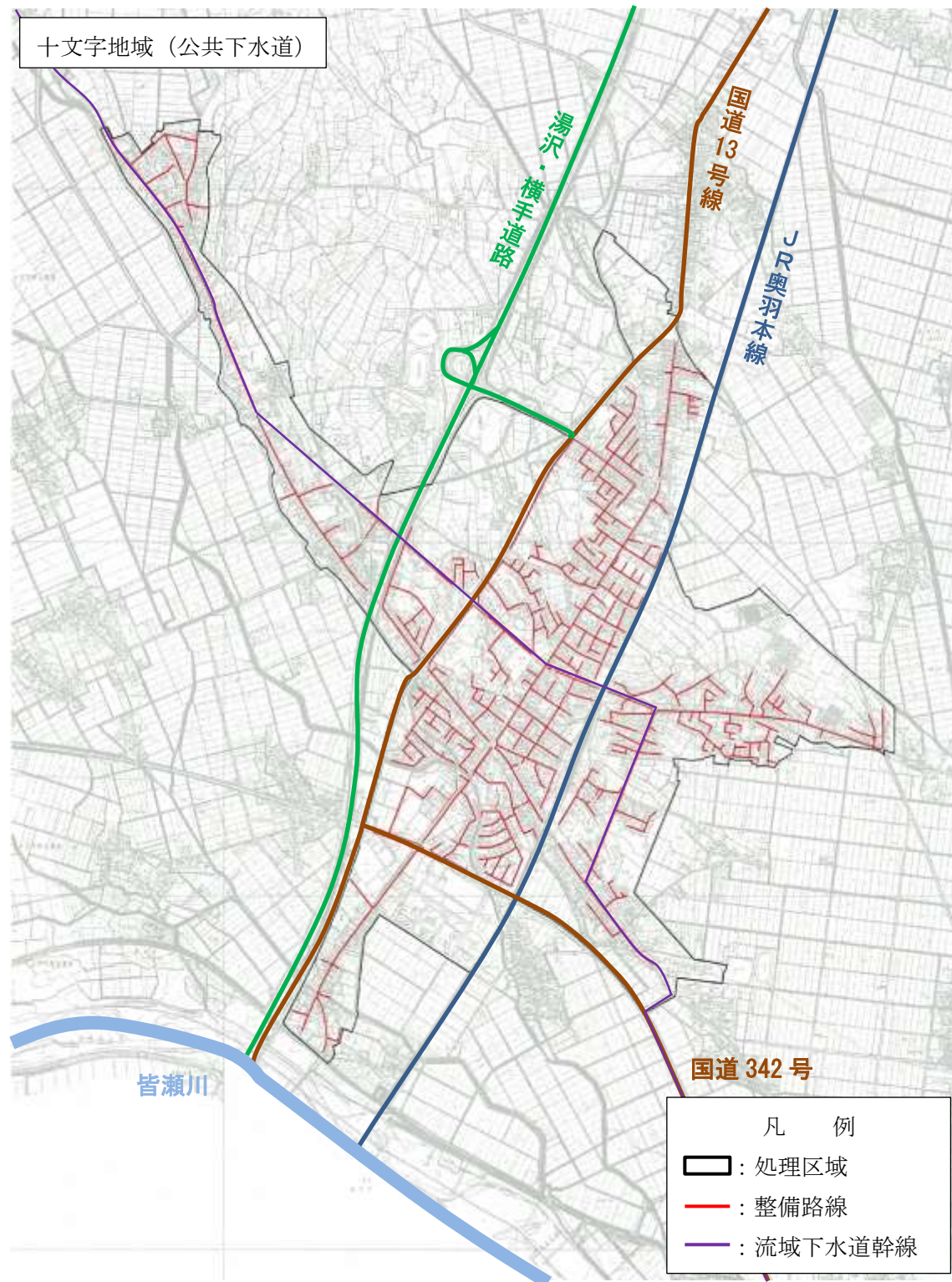


管路整備状況

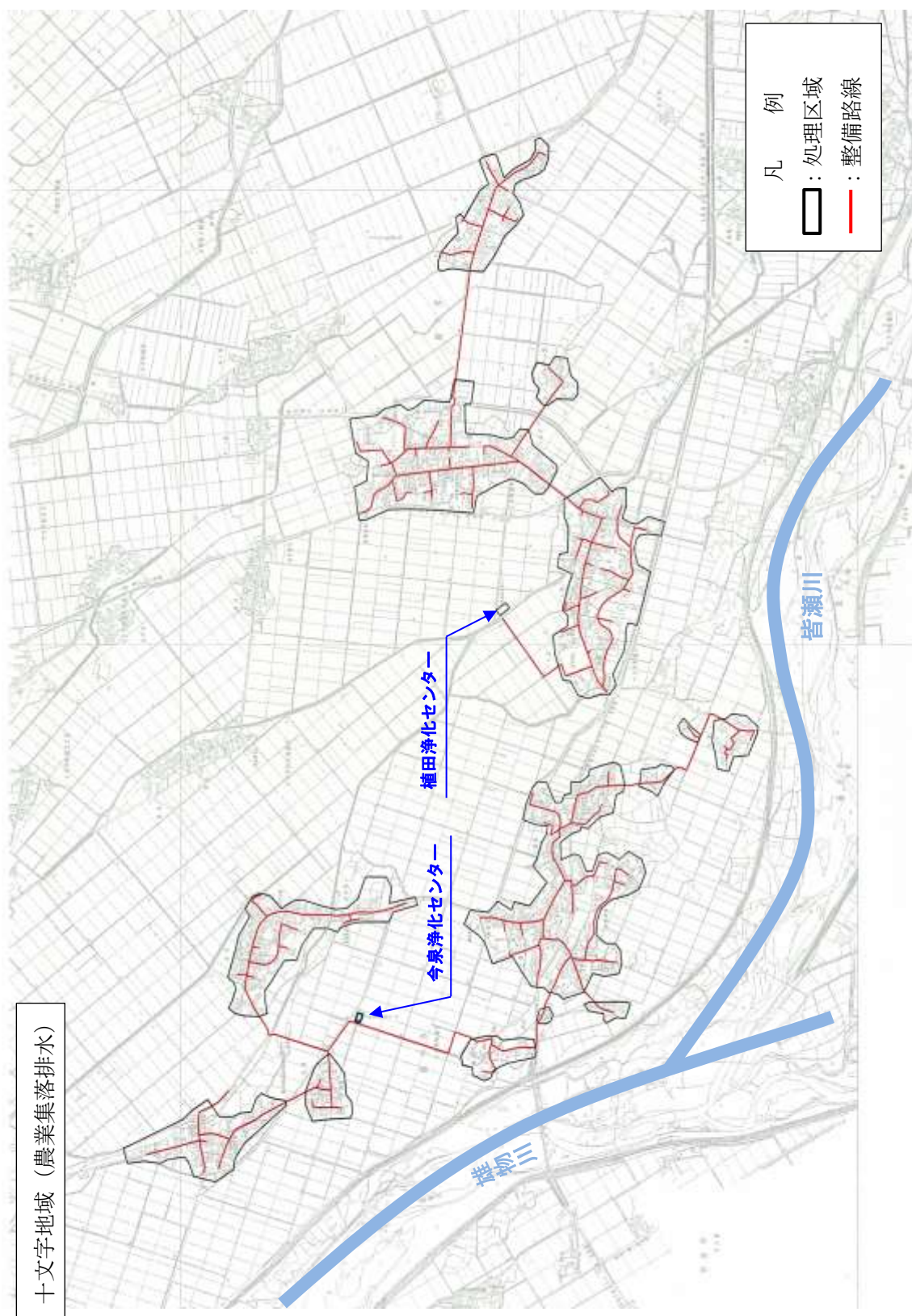
大森地域（農業集落排水）



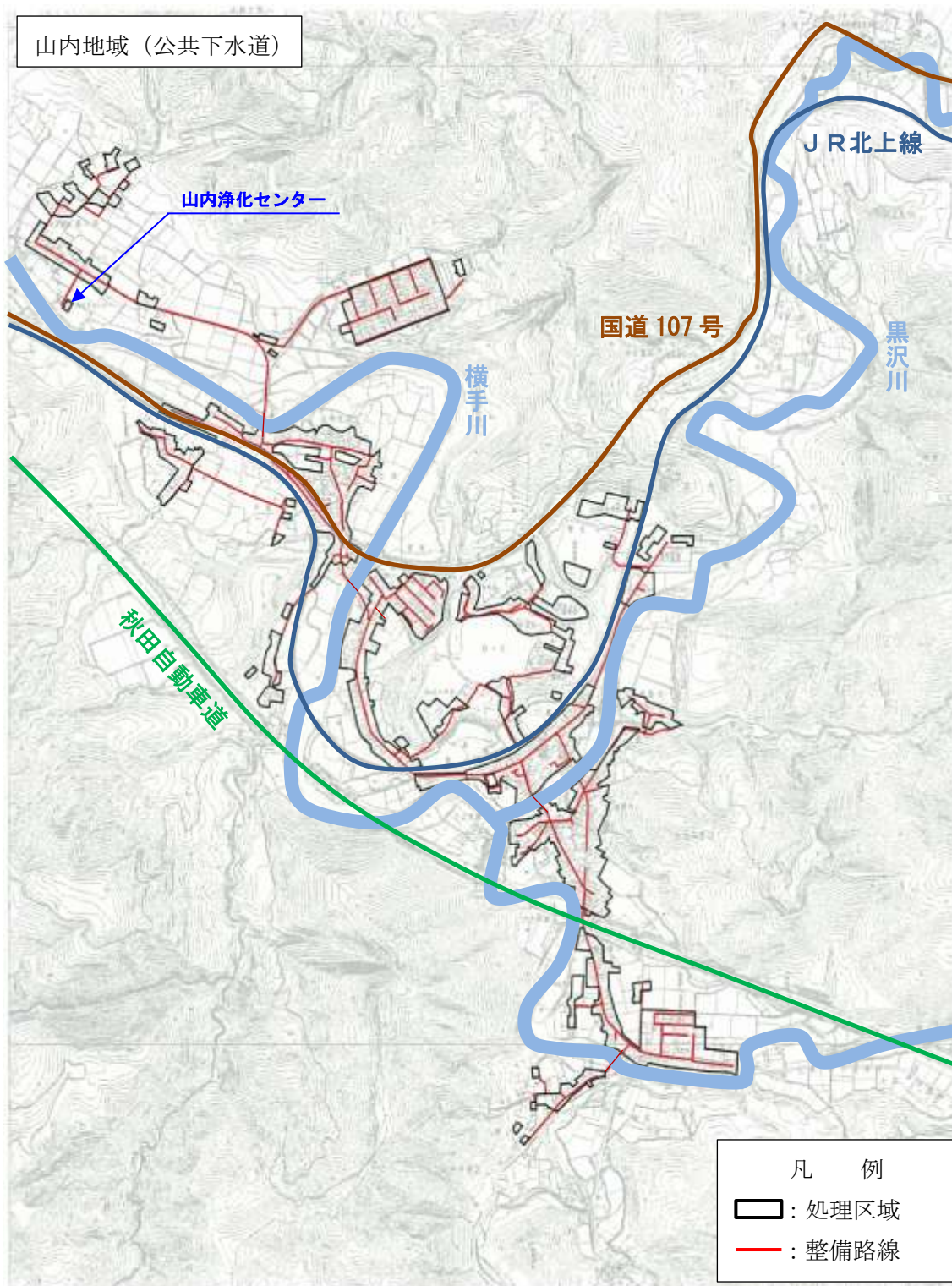
管路整備状況



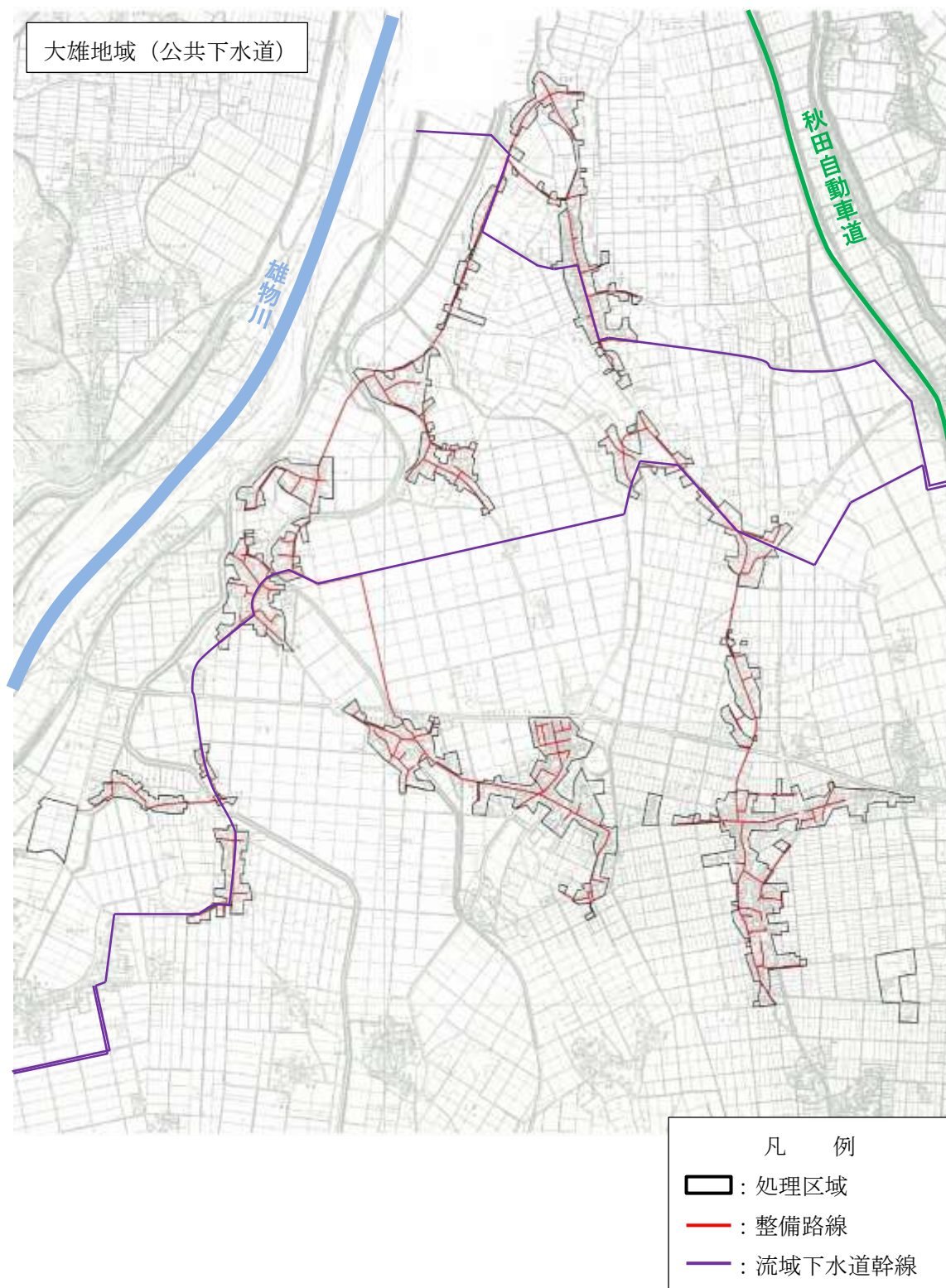
管路整備状況



管路整備状況



管路整備状況



② ポンプ場

本市の汚水処理におけるポンプ場は、全てマンホール形式ポンプ※を採用しており、現在 149 箇所（平成 25 年度末現在）に設置されております。農業集落排水は昭和 63 年から、公共下水道は平成 5 年から稼働しております。

今後、老朽化による施設の不具合が生じる恐れがあることから、改築・修繕計画に基づく老朽化対策を実施していく必要があります。

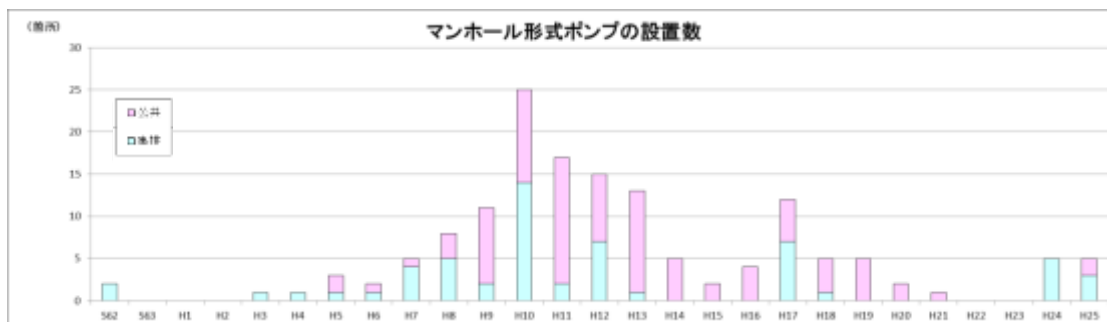


図 2-13 マンホール形式ポンプ整備の推移

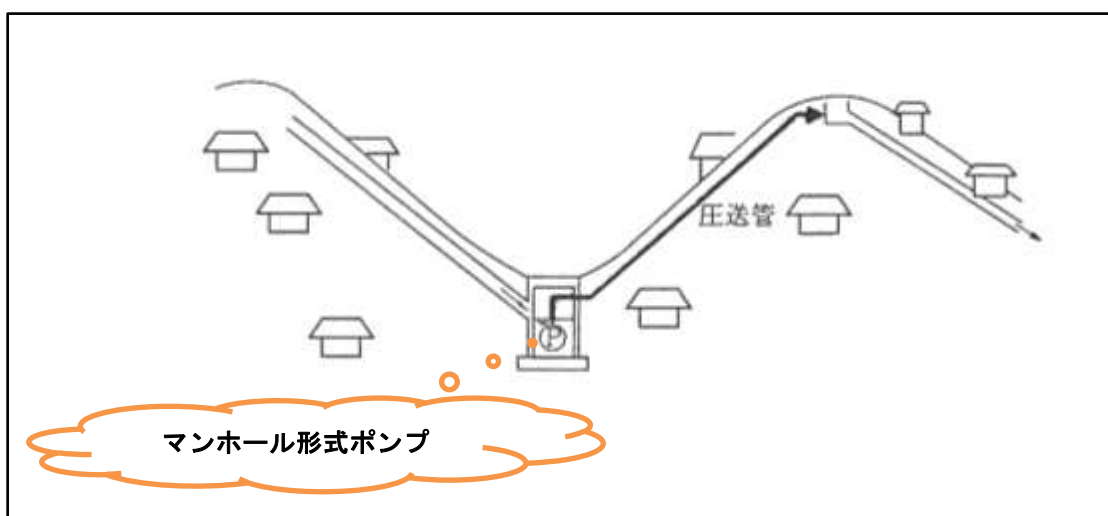


図 2-14 マンホール形式ポンプイメージ図

③ 処理場

本市では公共下水道施設が 1 箇所、農業集落排水施設が 8 箇所、林業集落排水施設が 1 箇所、小規模集合排水処理施設が 1 箇所あり、合計 11 箇所の汚水処理場と、し尿処理施設 2 箇所が稼働しています。

今後、施設の老朽化による改築・修繕にかかる費用の増加が見込まれることから、統廃合を含めた最適な計画を進めていき、経費の低減をはかる必要があります。

また、地震などの災害時においても、汚水処理施設としての機能を確保するため、耐震化等の検討を進めて行く必要があります。

(処理場施設概要)

山内浄化センター (単独公共下水道)		
所在地	横手市山内土淵字板井沢 195-1	
処理区名	相野々処理区	
供用開始年月	平成12年9月	
経過年数	15年	
計画人口	1,800人	

金沢浄化センター (農業集落排水施設)		
所在地	横手市金沢中野字金沢3番地2	
処理区名	金沢処理区	
供用開始年月	平成25年4月	
経過年数	2年	
計画人口	910人	

大森浄化センター（農業集落排水施設）		
所在地	横手市大森町字湯の島209番地	
処理区名	大森処理区	
供用開始年月	昭和63年4月	
経過年数	28年	
計画人口	3,280人	

十日町浄化センター（農業集落排水施設）		
所在地	横手市大森町十日町字弥内川原168番地1の内	
処理区名	十日町処理区	
供用開始年月	平成4年7月	
経過年数	23年	
計画人口	690人	

川西浄化センター（農業集落排水施設）		
所在地	横手市大森町板井田字砂田180番地	
処理区名	川西処理区	
供用開始年月	平成8年4月	
経過年数	19年	
計画人口	2,240人	

上溝浄化センター（農業集落排水施設）		
所在地	横手市大森町上溝字中野377番地2	
処理区名	上溝処理区	
供用開始年月	平成11年4月	
経過年数	16年	
計画人口	1,630人	

本郷浄化センター（農業集落排水施設）		
所在地	横手市大森町字高野中島208番地	
処理区名	大森本郷処理区	
供用開始年月	平成15年3月	
経過年数	12年	
計画人口	250人	

今泉地区浄化センター（農業集落排水施設）		
所在地	横手市十文字町睦合字寺田42番地	
処理区名	今泉処理区	
供用開始年月	平成11年10月	
経過年数	16年	
計画人口	1,800人	

植田地区浄化センター（農業集落排水施設）		
所在地	横手市十文字町植田字宮ノ前97番地	
処理区名	植田浄化センター	
供用開始年月	平成18年4月	
経過年数	9年	
計画人口	1,300人	

武道浄化センター（林業集落排水施設）		
所在地	横手市大森町上溝字武道390番地3	
処理区名	武道処理区	
供用開始年月	平成10年12月	
経過年数	17年	
計画人口	95人	

矢走浄化センター（小規模排水処理施設）		
所在地	横手市大森町坂部字矢走359番地	
処理区名	矢走処理区	
供用開始年月	平成7年4月	
経過年数	20年	
計画人口	55人	

横手衛生センター（し尿処理施設）		
所在地	秋田県横手市睦成字七間川原53-2	
供用開始年月	平成17年12月	
経過年数	10年	
処理能力	122kl/日	

雄物川衛生センター（し尿処理施設）		
所在地	秋田県横手市雄物川町矢神字堂ノ下129番地	
供用開始年月	昭和59年6月	
経過年数	31年	
処理能力	55kl/日	



処理した水の変化

④ 合併処理浄化槽

本市では、公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理区域以外においては、合併処理浄化槽の設置を進めています。

年間平均で約 190 基の合併処理浄化槽が設置されており、今後も水環境の保全向上を図るために、普及促進と適切な維持管理を推進していく必要があります。



図 2-15 合併処理浄化槽の設置推移（単年度）

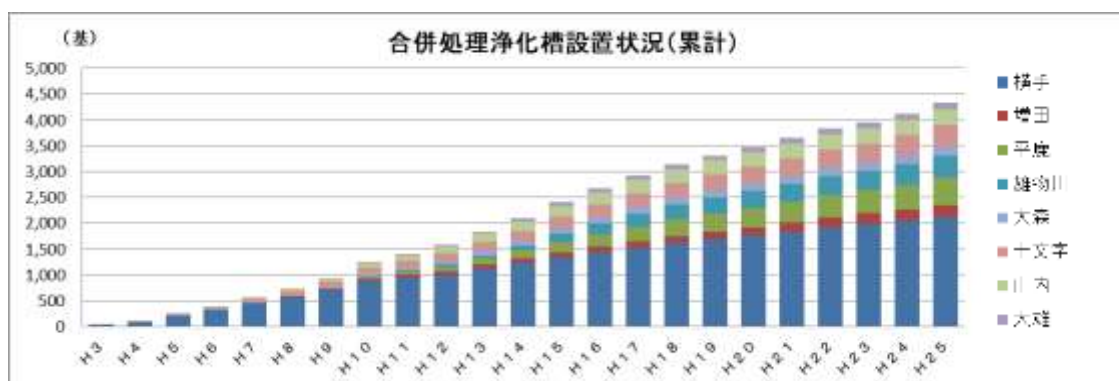


図 2-16 合併処理浄化槽の設置推移（累計）

合併処理浄化槽の維持管理について

浄化槽管理者（浄化槽を使用している方）は浄化槽法により『**保守点検**（3～4回）/年※1』・『**清掃**（1回以上/年以上）※1』・『**法定検査**（1回/年）※2』を実施することが義務付けられています。浄化槽は定期的に保守点検や清掃をしないと適正な処理ができなくなり、河川等の水質汚濁や悪臭の原因となります。

※1 通常は保守点検業者又は清掃業者との委託契約により実施されます。

※2 浄化槽法の定めにより使用開始後3ヶ月後（法第7条）及び使用開始翌年から毎年1回（法第11条）を秋田県が定める指定検査機関により実施していただくことになります。



合併処理浄化槽の設置状況

(5) 経営

下水道事業の経営は、受益者負担金（分担金）※、下水道使用料※、国や県からの交付金、企業債※、一般会計繰入金※などにより賄われています。

財政負担については、「雨水公費、汚水私費」の考え方にに基づき、雨水処理に要する経費については基本的に公費（税を主な財源とする一般会計からの繰入金）で、汚水処理に要する経費については下水道利用者からの下水道使用料で負担することが原則とされており、本市もこれに基づき財政措置を行っています。

以下に本市の下水道事業の経費について現状を整理します。

① 経営状況

公共下水道

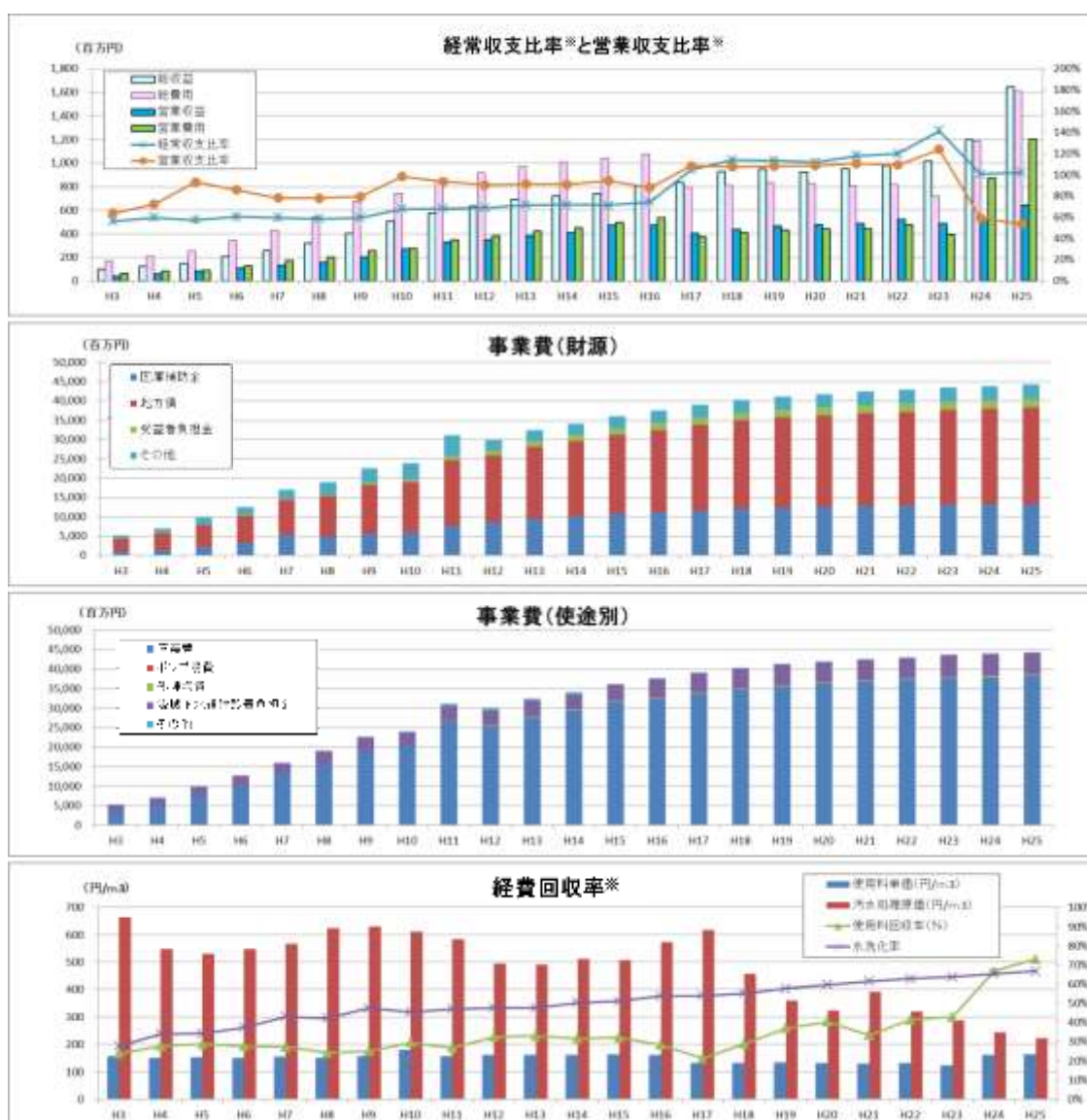


図 2-17 経営状況の推移（公共下水道）

農業集落排水



図 2-18 経営状況推移（農業集落排水）

林業集落排水



図 2-19 経営状況推移（林業集落排水）

小規模集合排水



図 2-20 経営状況推移（小規模施設排水）

特定地域生活排水※



図 2-21 経営状況推移（特定地域生活排水）

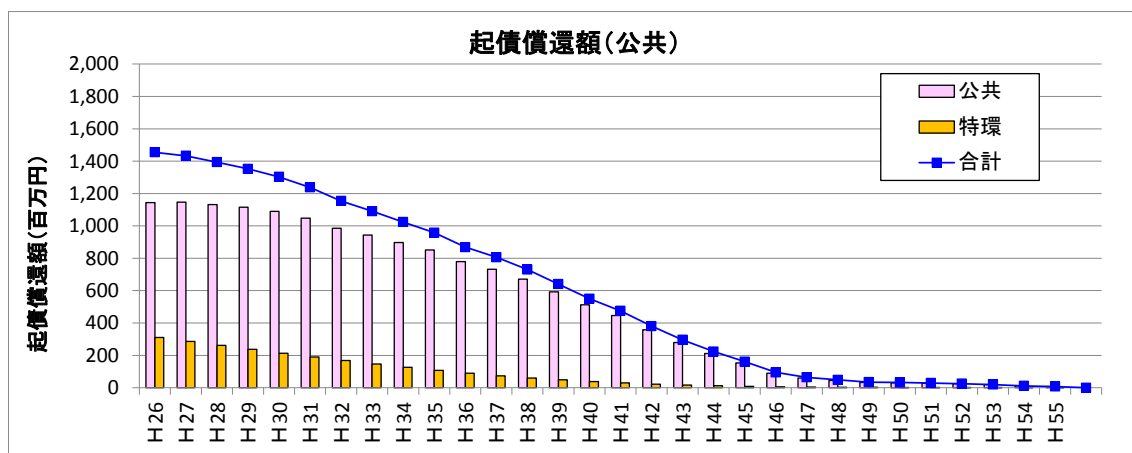


図 2-22 起債償還※の推移（公共下水道）

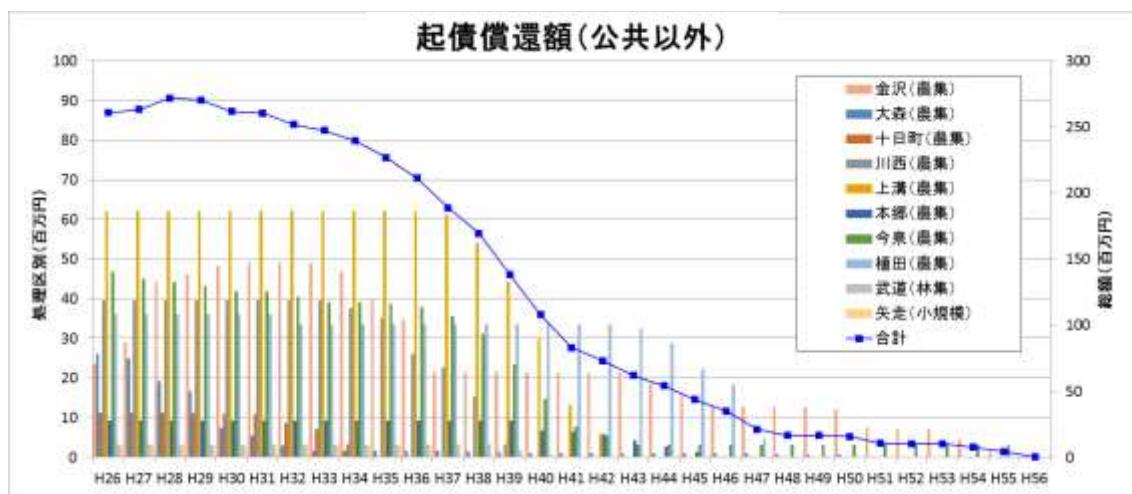


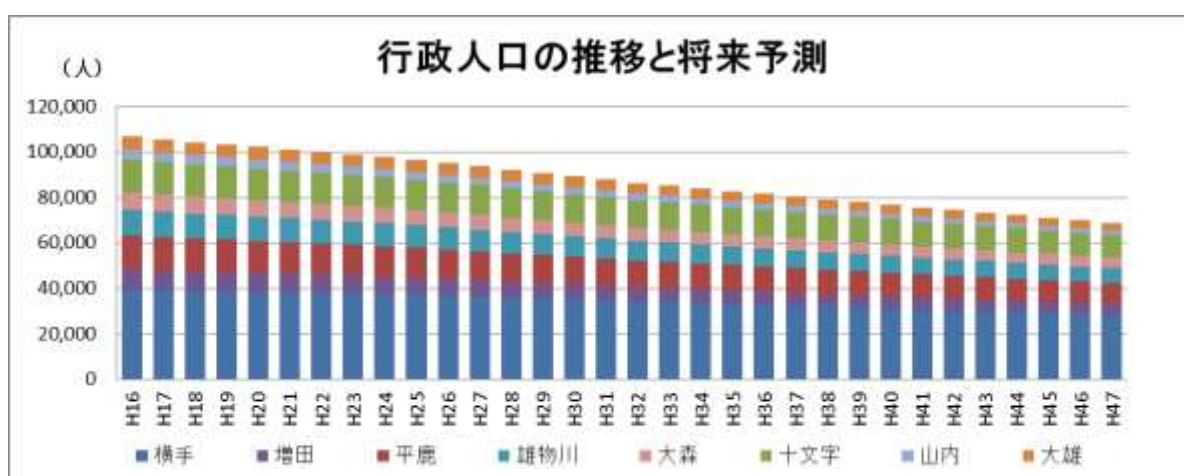
図 2-23 起債償還の推移（公共以外）

汚水処理に要する経費において、下水道使用料で賄い切れない分を新たな企業債の借入や一般会計からの繰入金などにより補てんをしてきましたが、市の財政状況は近年その厳しさを増してきております。

また、人口減少が進むなか、今後は使用料収入の大幅な増加が見込めない状況にあります。

さらには施設の老朽化による改築・修繕工事や災害への対策を行っていくための経費も必要となります。

このようなことから、今まで以上に水洗化の促進による使用料収入の増加や、施設の適正な維持・更新、統廃合などによる施設の最適化を図り、安定した経営基盤を確立していく必要があります。



(H16～H26までは実績値（住民基本台帳人口）を採用。H27～H47については人口問題研究所推計値及び線形補間により算出。)

図 2-24 行政人口の将来予測

② 使用料収入

人口減少が進むなか、老朽化による施設の改築・修繕工事などが必要となるため、水洗化を促進するとともに、適正な使用料の設定による使用料収入の確保がますます重要となります。

③ 経営の効率化

下水道事業の徹底した経営の効率化を図る必要があります。地方公営企業法[※]の適用に合わせた組織の見直しを継続的に実施するとともに、その後においても水道事業との統合、環境部門との統合など人口減少社会に対応した行政組織として業務執行体制の簡素化、合理化を進めて行く必要があります。

(6) 市民参画等

① 経営協議会の設置

本市は、下水道事業の運営方針や経営方針に市民のみなさまの意見や意向、また要望を反映させるため市民・有識者の参加する下水道事業経営協議会を設置しております。

今後とも市民の皆様にご理解いただけるよう、経営の見える化に引き続き取り組んでいく必要があります。

② 企業会計※への移行

本市は、平成24年度に公共下水道事業を企業会計へ移行しました。

下水道事業の健全な事業運営を確保するため、今後とも公営企業※として経営状況を明らかにし、市民の理解と協力を求めていく必要があります。

③ 水洗化の向上

本市では、衛生的で快適な暮らしの早期実現を目指し、水洗化助成制度や戸別訪問による水洗化の促進を実施してきました。

今後も未水洗化世帯への戸別訪問活動の強化や水洗化助成制度の拡充などの施策を進め、水洗化を促進する必要があります。

④ 市民ニーズの把握と情報提供

現在、市民のみなさまのニーズを把握するための方策として、戸別訪問による聞き取り調査やイベント開催時のアンケート調査などを実施しています。情報提供としては、市の広報紙「水道だより」に下水道の特集ページを掲載しているほか、下水道ホームページを開設し経営状況などを掲載しています。

下水道事業の健全な運営のためには、引き続き市民の皆様からのニーズに的確にお応えしていくとともに、情報提供などによりご理解をいただいていくことが必要となります。

【イベント・活動一覧表】

日時	活動内容	地区
平成22年度	・わくわくフェアin雄物川(豪雨の為中止) (下水道出張相談所 水洗化アンケート パネル展示 風船コーナー 下水道子どもシンポジウム)	雄物川
	・合併5周年 よこて農業祭 (下水道出張相談所 水洗化アンケート パネル展示 水洗トイレ展示 風船コーナー)	横手
	・水洗化促進のための戸別訪問(1,056世帯)	横手、増田、平鹿、雄物川、十文字、大雄
平成23年度	・秋田県種苗交換会 (下水道出張相談所 水洗化アンケート パネル展示 風船コーナー)	横手
	・下水道加入促進PR (FM放送)	横手全域
	・水洗化促進のための戸別訪問(2,862世帯)	横手、十文字、大雄
平成24年度	わくわくフェアin雄物川 (下水道出張相談所 水洗化アンケート パネル展示 下水道こどもサミット 下水道模型の展示 顕微鏡による微生物の観察 風船コーナー)	雄物川
	・下水道加入促進PR ・下水道使用料の変更について (FM放送)	横手全域
	・水洗化促進のための戸別訪問(1,821世帯)	横手、増田、平鹿、雄物川、十文字、大雄
平成25年度	・あやめまつり (下水道出張相談所 パネル展示 下水道模型の展示 顕微鏡による微生物の観察 風船コーナー)	平鹿
	・山内いものこまつり (下水道出張相談所 パネル展示 下水道模型の展示 顕微鏡による微生物の観察 風船コーナー)	山内
	・下水道加入促進PR (FM放送)	横手全域
	・水洗化促進のための戸別訪問(2,310世帯)	横手、増田、平鹿、雄物川、十文字、大雄
平成26年度	・山内いものこまつり (下水道出張相談所 パネル展示 水洗トイレ展示 風船コーナー 下水道パンフレット配布)	山内
	・下水道加入促進PR (FM放送)	横手全域
	・水洗化促進のための戸別訪問(183世帯)	横手



下水道フェア



下水道体験



処理場見学会

【アンケート調査】

【水道だより】

(7) 下水道施設の災害対策

下水道は、水道、ガス、電気等と並び、市民の安全で快適な暮らしの実現に必要不可欠なライフラインです。

地震などの災害により、下水道施設が利用できなくなると、市民生活に重大な支障をきたすだけでなく、処理場からの未処理下水の流出などにより公共用水域の水質の悪化に影響を及ぼすことが考えられます。

さらに、管路やマンホールの破損による道路等の交通障害も発生することが考えられます。

① 管路

緊急時の避難道路等に埋設された管路、病院や避難施設と処理場を結ぶ重要な管路などについて、災害に対する予防対策を行う必要があります。

② ポンプ場、処理場

ポンプ場、処理場については、地震などの災害が発生した場合、最低限の機能を果たす必要があります。

しかし、すべての施設について、耐震基準を満たすためには多額の費用と時間を要することになります。

このことから、耐震診断を行い、現状を把握したうえで適正な耐震化等を検討していく必要があります。

③ 災害発生時の対応と危機管理

災害が発生した場合は、被災した下水道施設の特定を行い、影響を受ける範囲を把握し市民に周知するとともに、応急対応策を実施する必要があります。

そのため本市では「下水道施設災害時対応マニュアル」を策定し応急対策を行うこととしておりますが、災害に対する予防及び復旧も含めた業務継続計画※を策定し、また、その体制を確立する必要があります。

(8) 環境保全に関する取り組み

ポンプ場や処理場などの施設は電力を多く使用しており、省エネルギー対策が強く求められています。

本市では、今後、経済性、効率性を考慮しながら下水道施設の省エネルギー対策を行っていく必要があります。

また、下水道から得る資源や熱エネルギーは環境保全に大きく貢献できることから、熱エネルギーの有効利用や資源循環利用※なども重要な課題であり、今後の資源利用について検討する必要があります。

Land Keeper 森のつち

『Land Keeper 森のつち』は農業集排水施設から発生した汚泥を乾燥させた、**汚泥肥料**です。肥料取締法に基づく普通肥料として登録を受けています。(登録番号：生第 84983 号)
窒素・リンなど肥料としての有効成分を含んでいるので、園芸や農業などに利用できます。

使用法

- この肥料は土とよく混ぜて使用してください
- 種子や根に直接ふれないように平均に散布することをおすすめします
- 開封後は、なるべく早めに使いきるようにしてください

配布方法

- 製品は川西浄化センター(大森町仮井田字砂田 180)と穂田浄化センター(十文字町穂田字宮ノ前 97)において無料で配布しております。あらかじめ、電話でお問い合わせの上、受け取りの予約をしてください
- ※配達はしていません
- 1袋 10kg(※下水道フェアでの配布は 1kg)となっております



左：処理された汚泥を肥料とする取組み

下：都市下水路※を活用した積雪対策



3. 基本理念と基本方針

3-1. 基本理念

今後の下水道施策の取り組みを進める上で、本市の下水道事業の進むべき目標を市民に広く理解して頂き、横手市総合計画のまちづくりの将来像である「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」を実現するための基本理念を掲げます。

普及向上を目指した整備拡張の時代から維持管理の時代に向け、サービスを享受する市民の側に立って、持続可能な下水道事業を推進し、快適で安全な暮らしをつくる下水道を次世代へと引き継いでいくことを目指します。

基本理念

快適で安全な暮らしを次世代へ みんなでつくる下水道

3-2. 基本方針

基本理念「快適で安全な暮らしを次世代へ みんなでつくる下水道」の実現に向けて、現状から明らかになった課題を踏まえ、以下に示す4つの基本方針を定めます。

① 快適な暮らしの実現

～衛生的で快適な生活環境の創出と良好な水環境の保全～

② 安全で安心な暮らしの実現

～施設機能の適正な維持・更新と災害に負けない管理・業務継続計画～

③ 安定した経営基盤の確立

～人口減少・少子高齢化社会を見据えた持続可能な経営体制～

④ 市民参画※の推進

～「見える化」による市民理解の促進と市民と共につくるきれいな横手～

① 快適な暮らしの実現

～衛生的で快適な生活環境の創出と良好な水環境の保全～

いまだ下水道を利用できない地区については、引き続き下水道の整備を進めていきます。また、下水道等の整備区域については、接続（水洗化）されていない世帯や事業者に対して、今後も戸別訪問やチラシの配布による啓発活動などによって普及促進を図ります。

今後、生活様式や環境の変化にともない、流入水質にも変化があらわれてくることが予見されますが、運営管理体制の更なる充実を図り、放流水質^{*}の維持と公共用水域の水質保全や向上に努めていきます。

② 安全で安心な暮らしの実現

～施設機能の適正な維持・更新と災害に負けない管理・業務継続計画～

施設の不具合によって、市民生活に重大な影響を及ぼすことがないように適切な維持管理に努めます。また、施設の耐震化や災害時における下水道の業務継続体制の構築を図ります。

③ 安定した経営基盤の確立

～人口減少・少子高齢化社会を見据えた持続可能な経営体制～

これまでは利用者の拡大により使用料収入も増加してきましたが、今後、人口減少・少子高齢化社会の中、多くの増加が見込まれない状況にあります。このことから、一層の経営の効率化により経営基盤の強化を図ります。

④ 市民参画の推進

～「見える化」による市民理解の促進と市民と共につくるきれいな横手～

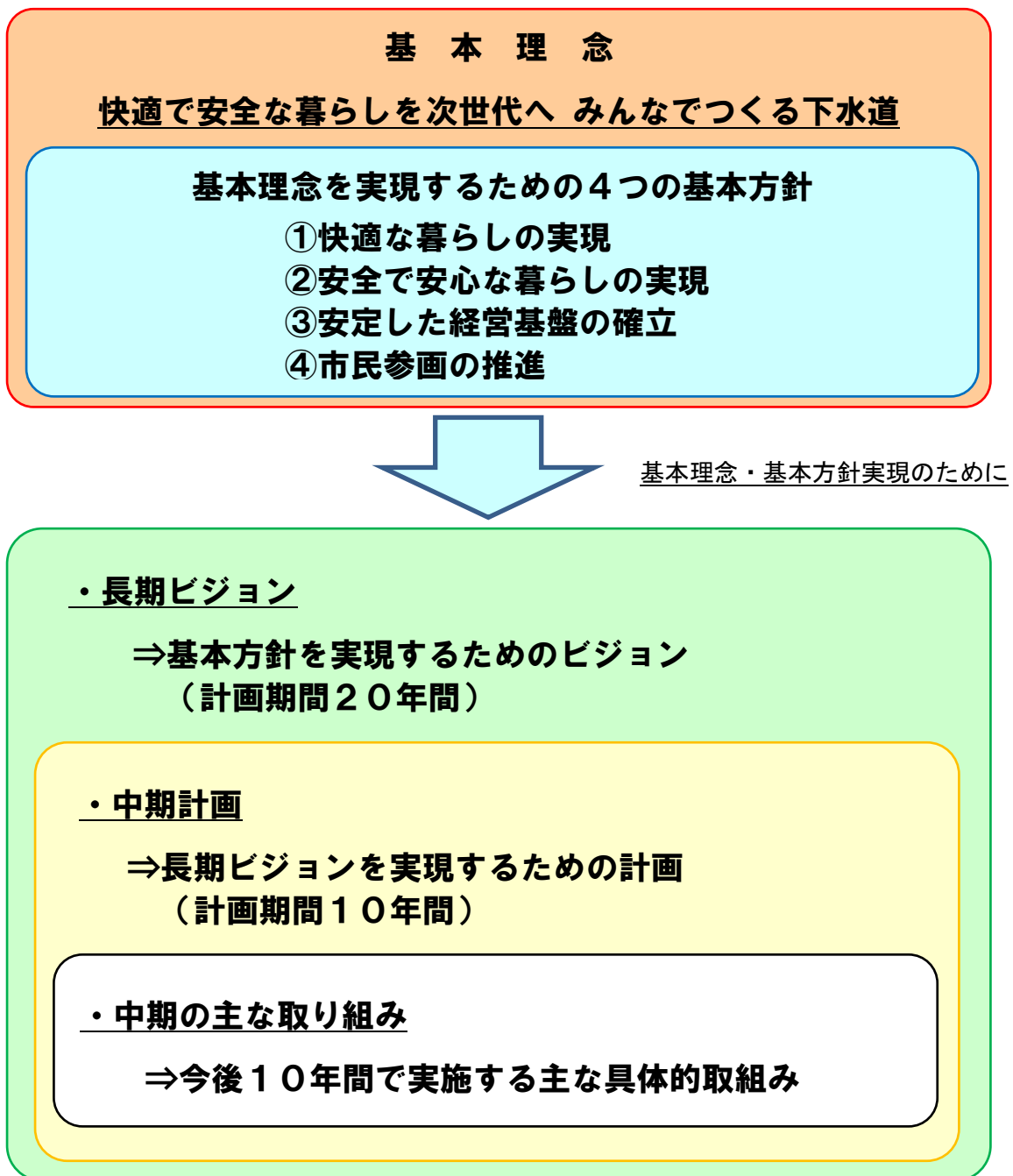
これまでは、広報誌などによる一方的な下水道情報の発信となっておりました。

今後は、下水道事業に関する理解を更に深めていただくために、わかりやすい情報発信を心掛け、また、アンケート調査等による市民ニーズの把握に努めます。

4. 長期ビジョンと中期計画及び中期の主な具体的取り組み

基本理念及び4つの基本方針の実現に向け、それぞれの方針に対しての下水道事業の方向性を示す「長期ビジョン」を提示いたします。さらに、分野ごとの現状と将来に向けた課題を踏まえた、長期ビジョンを実現するための「中期計画」を定めます。計画期間については、長期ビジョンを20年間、中期計画を10年間とします。

これらを実現するための「中期の主な具体的取組み」についても提示いたします。



4-1. 快適な暮らしの実現 ～衛生的で快適な生活環境の創出と良好な水環境の保全～

「衛生的で快適な生活環境の創出と良好な水環境の保全」を実現するためには、汚水処理施設の整備を完了し、市民の皆様の水洗化を実現することが大切です。

このことから長期ビジョンとして「汚水処理施設の整備」と「水環境の保全」の2つを挙げました。

長期ビジョン

(1) 汚水処理施設の整備

(2) 水環境の保全

(1) 汚水処理施設の整備

汚水処理施設の整備に向けた中期計画として、「汚水処理未普及地域の概成」を掲げます。主な具体的取組みとしては、汚水処理の早期概成を実現するためのアクションプラン※の実施と合併処理浄化槽の設置促進を行っていきます。

将来的には、これらを行っていくことで、汚水処理人口普及率 100%を目指していきます。

中期計画

① 汚水処理未普及地域の概成

主な具体的取組み

【汚水処理未普及地域の概成】

- ・ アクションプランによる汚水処理整備
- ・ 戸別訪問活動の実施（合併処理浄化槽の設置促進）

(2) 水環境の保全

水環境の保全に向けた中期計画として、「水洗化の向上」を掲げます。主な具体的取組みとしては、下水道への接続を促進するため、戸別訪問活動を強化するとともに、水洗化助成制度を拡充します。

将来的には、これらを行っていくことで、水洗化率 100%を目指していきます。

中期計画

① 水洗化の向上

主な具体的取組み

【水洗化の向上】

- ・ 戸別訪問活動の強化（下水道への接続促進）
- ・ 水洗化助成制度の拡充

4-2. 安全で安心な暮らしの実現 ～施設機能の適正な維持・更新と災害に負けない管理・業務継続計画～

「施設機能の適正な維持・更新と災害に負けない管理・業務継続体制」を実現するためには、災害時も含め将来的にも持続可能な下水道サービスの提供ができることが大切です。

このことから長期ビジョンとして「安定した汚水処理機能の確保」と「災害に強いまちづくり」の2つを挙げました。

長期ビジョン

(1) 安定した汚水処理機能の確保

(2) 災害に強いまちづくり

(1) 安定した汚水処理機能の確保

安定した汚水処理機能の確保を実現するための中期計画として「施設の適正な維持・更新」を掲げます。主な具体的取組みとしては、ストックマネジメント※を導入し、点検・調査計画及び改築・修繕計画の策定などを実施します。

また、広報活動等による合併処理浄化槽の適正な維持管理の確保を行っていきます。

将来的には、維持管理データを作成していき、施設の適正な維持・管理を実施することを目指します。

中期計画

① 施設の適正な維持・更新

主な具体的取組み

【施設の適正な維持・更新】

- ・ストックマネジメントの導入
(点検・調査計画及び改築・修繕計画の策定)
- ・広報活動等による合併処理浄化槽の適正な維持管理の確保

(2) 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりを実現するための中期計画として「施設の耐震化」、「都市浸水対策の推進」、「危機管理体制の確立」を掲げます。「施設の耐震化」の主な具体的取組みとして、耐震が必要な施設を特定するため、施設のデータ整理と対象施設の特定をします。「都市浸水対策」としては、下水道計画区域内の浸水する地域を把握し、どのように改善すればよいか検討します。また、「危機管理体制の確立」につきましては、災害が起きた時に早期に対処できる管理体制を確立するため、下水道地震BCP※を策定し周知していきます。

将来的には、地震対策では、耐震化の検討及び実施を行い、都市浸水対策では、浸水被害の解消を目指します。

中期計画

- ① 施設の耐震化
- ② 都市浸水対策の推進
- ③ 危機管理体制の確立

主な具体的取組み

【施設の耐震化】

- ・ 施設のデータ整理と対象施設の特定

【都市浸水対策の推進】

- ・ 浸水地域の把握、浸水対策の検討

【危機管理体制の確立】

- ・ 地震BCPの策定・周知

4-3. 安定した経営基盤の確立 ～人口減少・少子高齢化社会を見据えた持続可能な経営体制～

「人口減少・少子高齢化社会を見据えた持続可能な経営体制」を実現するために、これまで別々に管理運営されてきた管理体制（人）、施設管理（施設）、経営管理（お金）を一体的に行っていく必要があります。これは、污水处理施設の統廃合を見据えた污水处理の最適化や、下水における資源・エネルギーの活用にも該当します。また、技術職員の減少にともない職員の資質向上が必要となってきます。

このことから長期ビジョンとして「管理体制、施設管理、経営管理の一体的マネジメント」、「污水处理の最適化」、「資源・エネルギーの活用」、「職員の資質向上」の4つを挙げました。

長期ビジョン

- （１）管理体制、施設管理、経営管理の一体的マネジメント**
- （２）污水处理の最適化**
- （３）資源・エネルギーの活用**
- （４）職員の資質向上**

（１）管理体制、施設管理、経営管理の一体的マネジメント

管理体制、施設管理、経営管理の一体的マネジメントを実現するための中期計画として「事業管理計画*に基づく管理運営」、「情報の戦略的な活用による PDCA サイクル*の確立」を掲げます。主な具体的取組みとしては、事業管理計画を策定し、PDCA サイクルによる持続的なスパイラルアップ*を実践していきます。

将来的には、事業管理計画を基にした持続的な事業管理を実現し、経営基盤を強化していくことを目指します。

中期計画

- ① 事業管理計画に基づく管理運営**
- ② 情報の戦略的な活用による PDCA サイクルの確立**

主な具体的取組み

- 【事業管理計画に基づく管理運営】**
 - ・ 事業管理計画の策定及び実施
- 【情報の戦略的な活用による PDCA サイクルの確立】**
 - ・ PDCA サイクルによる継続的改善

(2) 汚水処理の最適化

汚水処理の最適化を実現するための中期計画として「汚水処理全体で見た最適化手法の確立」を掲げます。主な具体的取組みとしては、処理施設の統廃合や区域の見直しを行い施設の最適化計画を策定します。

将来的には、見直した内容に基づく統廃合、区域の変更を実施し、汚水処理の最適化を目指します。

中期計画

① 汚水処理全体で見た最適化手法の確立

主な具体的取組み

【汚水処理全体で見た最適化手法の確立】

- ・最適化計画の策定

(3) 資源・エネルギーの活用

資源・エネルギーの活用を実現するための中期計画として「施設の有効利用と省エネルギーの推進」を掲げます。主な具体的取組みとしては、下水熱^{*}・太陽光発電など施設のエネルギー化ができるものを検討していきます。

将来的には、省エネルギーの推進に向けた資源・エネルギーの有効活用を目指します。

中期計画

① 施設の有効利用と省エネルギーの推進

主な具体的取組み

【施設の有効利用と省エネルギーの推進】

- ・再生可能エネルギーの検討
- ・省エネルギー対策の検討

(4) 職員の資質向上

職員の資質向上を実現するための中期計画として「職員の意識改革と技術向上」を掲げます。主な具体的取組みとしては、講習会、研修等を行うための体制を整備し、積極的に研修等へ参加します。

将来的には、研修等から得た技術、知識を深め、それらを組織として共有し、技術を継承していくことを目指します。

中期計画

① 職員の意識改革と技術向上

主な具体的取組み

【職員の意識改革と技術向上】

- ・ 研修等の実施体制の整備
- ・ 積極的な研修への参加

4-4. 市民参画の推進 ～「見える化」による市民理解の促進と市民と共につくるきれいな横手～

「見える化※」による市民理解の促進と市民と共につくるきれいな横手」を実現するために、市民の方にも污水处理の大切さを理解して頂き、共に「きれいな横手」を実現していきます。

このことから長期ビジョンとして「市民理解の促進による市民参画」を挙げました。

長期ビジョン

(1) 市民理解の促進による市民参画

(1) 市民理解の促進による市民参画

市民理解の促進による市民参画に向けた中期計画として、「積極的な PR 活動」、「広報の充実」、「環境教育の強化」、「市民ニーズの把握」を掲げます。主な具体的取組みとしては、積極的な PR 活動として、イベント企画を立案し、実施していきます。広報の充実としては、ホームページ等による広報活動を行っていきます。また、環境教育の強化としては、小学校等の施設見学の促進や下水道教室を開催します。市民ニーズの把握につきましては、ホームページでの意見募集や市民アンケートを実施することにより、市民の方が何を望んでおられるかを把握し、より良い下水道運営を目指します。

中期計画

- ① 積極的な PR 活動
- ② 広報の充実
- ③ 環境教育の強化
- ④ 市民ニーズの把握

主な具体的取組み

【積極的な PR 活動】

- ・ イベント企画の立案、実施

【広報の充実】

- ・ ホームページ等による広報活動の充実

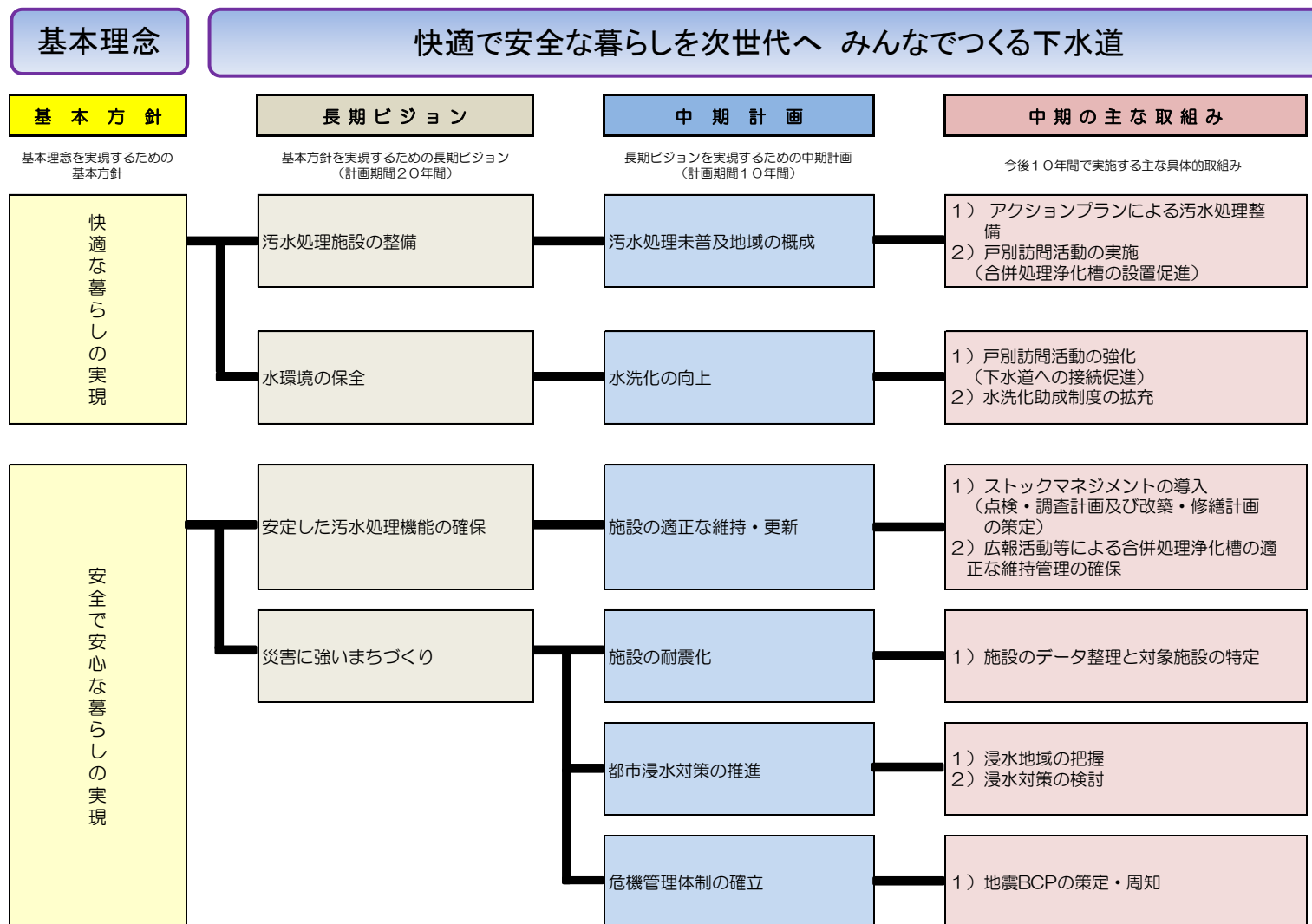
【環境教育の強化】

- ・ 小学校等の施設見学の促進及び下水道教室の開催

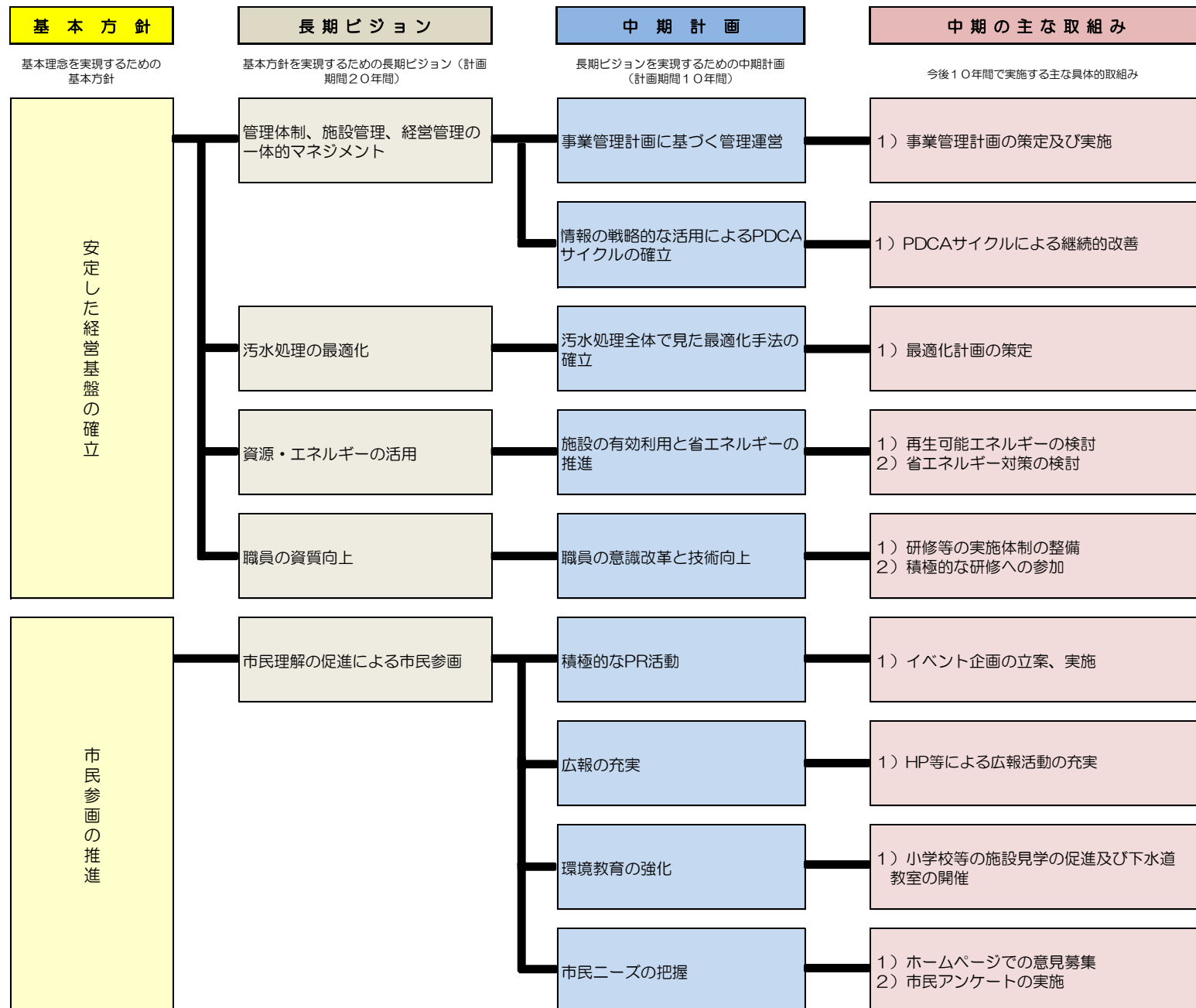
【市民ニーズの把握】

- ・ ホームページでの意見募集
- ・ 市民アンケートの実施

【 施 策 体 系 】



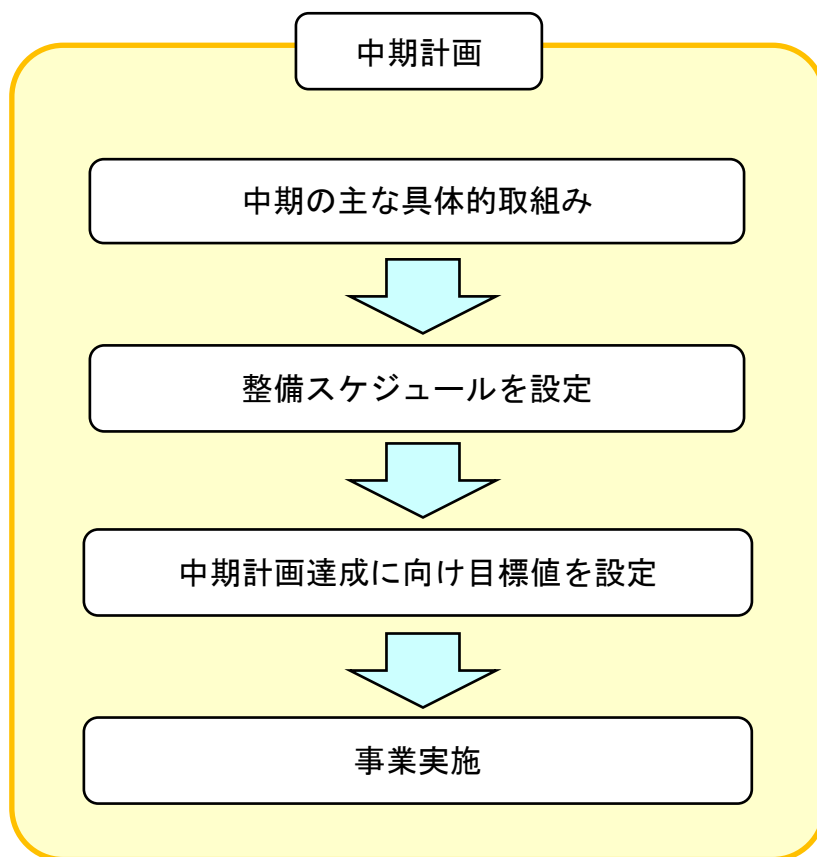
【 施 策 体 系 】



5. 中期の整備スケジュールと整備目標

横手市下水道中長期ビジョンの中期計画の達成状況を「見える化」するために、整備目標を示し、市民の皆様施策の達成状況を公表します。

整備目標を示す目的は、「生産性の向上」と「説明責任の向上」であり、中期計画に対する目標達成状況を示します。本ビジョンでは、中期の主な具体的取組みによる整備スケジュールと、中期計画による目標年度及び目標達成状況を示す目標値を設定します。



5-1. 整備スケジュール

-  : 平成27年度実施項目
 : 「中期の主な具体的取組み」として提示されている項目
 : 「中期の主な具体的取組み」の実施後に取り組むべき予定項目

1. 快適な暮らしの実現 ～衛生的で快適な生活環境の創出と良好な水環境の保全～

中期計画	主な具体的取組み	事業実施年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	備 考
汚水処理未普及地域の概成	アクションプランによる汚水処理整備													H27年度にアクションプラン策定。10年概成を目指す。
	戸別訪問活動の実施 (合併処理浄化槽の設置促進)													H27年度にアクションプラン策定。10年概成を目指す。
水洗化の向上	戸別訪問活動の強化 (下水道への接続促進)													継続的な戸別訪問活動の実施。
	水洗化助成制度の拡充													新たなキャンペーン制度の検討と実施。

2. 安全で安心な暮らしの実現 ～施設機能の適正な維持・更新と災害に負けない管理・業務継続計画～

中期計画	主な具体的取組み	事業実施年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	備 考
施設の適正な維持・更新	ストックマネジメントの導入 (点検・調査計画及び改築・修繕計画の策定)													点検。調査計画及び改築・修繕計画を策定後、計画に基づき事業実施。
	広報活動等による合併処理浄化槽の適正な維持管理の確保													継続的な広報活動等の実施。
施設の耐震化	施設のデータ整理と対象施設の特定													データ整理と対象施設の特定後、耐震化の検討及び事業実施。
都市浸水対策の推進	都市浸水地域の把握と浸水対策の検討													過去の浸水地域と現状の把握し、今後の浸水対策について関係部局との協議を含め検討。
危機管理体制の確立	地震BCPの策定及び周知													地震BCPを策定、住民に周知。定期的に訓練を実施。

3. 安定した経営基盤の確立 ～人口減少・少子高齢化社会を見据えた持続可能な経営体制～

中期計画	主な具体的取組み	事業実施年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	備 考
事業管理計画に基づく管理運営	事業管理計画の策定及び実施				●	●	●	●	●	●	●	●	●	事業管理計画の制度化（国）後に計画を策定、実施。
	PDCAサイクルによる継続的改善				●	●	●	●	●	●	●	●	●	
汚水処理全体で見た最適化手法の確立	最適化計画の策定			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	施設の統廃合、各種事業との連携も含めた最適化計画の策定。
施設の有効利用と省エネルギーの推進	再生可能エネルギーの検討 省エネルギー対策の検討									●	●	●	●	下水熱の検討。 太陽光発電等の検討。
職員の意識改革と技術向上	研修等の実施体制の整備		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	組織内部の研修も含めた実施体制の整備。
	積極的な研修への参加		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

4. 市民参画の推進 ～「見える化」による市民理解の促進と市民と共につくるきれいな横手～

中期計画	主な具体的取組み	事業実施年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	備 考
積極的なPR活動	イベント企画の立案及び実施		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	市民が興味を持つようなイベントの立案及び実施。
広報の充実	ホームページ等による広報活動の充実		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	広報紙やHPによる汚水処理事業の「見える化」。
環境教育の強化	小学校等の施設見学の促進及び下水道教室の開催		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	施設見学や下水道教室の開催による子供たちの汚水処理への理解促進。
市民ニーズの把握	ホームページでの意見募集		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	HPによる汚水処理事業に対する意見、相談窓口の開設。
	市民アンケートの実施		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

5-2. 整備目標値の設定

中期計画による整備目標値については、中期計画を確認するための項目を定め目標達成状況を確認します。なお、今年度に「生活排水処理構想※」を見直し策定することから、項目によっては、構想の見直し後に設定致します。

快適なくらしの実現 ^{注1)}					
中期計画	達成状況を確認する項目	目標年度	現状値(H25)	中期計画目標値	目標値設定手法
1) 汚水処理未普及地域の整備促進 2) 水洗化の向上	目標普及率に対する達成率	H 3 7	—	—	普及率÷目標普及率×100(%) ※普及率：汚水処理人口普及率
	汚水処理人口普及率	H 3 7	73.3%	—	(処理区域内人口 ^{注2)} ÷合併処理浄化槽を設置している人口 ^{注3)} ÷行政区域内人口×100(%)
	合併処理浄化槽設置率	H 3 7	38.9%	—	合併処理浄化槽区域内設置人口 ÷合併処理浄化槽区域内人口×100(%)
	下水道整備率	H 3 7	67.8%	—	下水道管渠整備済面積 ÷下水道計画区域面積×100(%)
	水洗化率	H 3 7	75.4%	—	汚水処理施設 ^{注4)} 利用人口 ÷行政区域内人口×100(%)

注1) 快適なくらしの実現による中期計画目標値は全ての項目については、「生活排水処理構想」見直し後に設定する。

注2) 処理区域内人口：下水道・集落排水施設を利用できる人口。

注3) 「合併処理浄化槽を設置している人口」は「下水道及び集落排水施設等を利用できる区域外での利用人口」となる。

注4) 汚水処理施設は公共下水道・集落排水・合併処理浄化槽に該当する。

安全で安心な暮らしの実現					
中期計画	達成状況を 確認する項目	目標 年度	現状値 (H26)	中期 計画 目標値	目標値設定手法
1) 施設の適正 な維持・更新	ストック マネジメント 段階的達成度	H 3 7	—	全項目達成 (8 項目)	取組みを推進すべき項目 ^{注5)} に 対する達成項目数
2) 施設の 耐震化	浄化槽法 7 条、 11 条検査 受検率	H 3 7	59.8%	100%	検査実施基数÷検査対象基数× 100 (%)
3) 浸水対策の 推進 4) 危機管理 体制の確立	地震 B C P の 策定・充実度・ 活用度	H 3 7	—	地震 BCP の策定 全項目達成 (10 項目)	BCP 策定・活用に係る策定状況、 充実度、活用度 ・策定状況：地震 BCP を 策定したか否か ・充実度：取組みを推進すべき 項目 ^{注6)} に対する実施項目数 ・活用度：取組みを推進すべき 項目 ^{注7)} に対する実施項目数

注 5) 取組みを推進すべき項目（ストックマネジメント）

- 1) 全ての施設の整備年度を把握できるデータが整備されている。
- 2) 施設の重要度や健全度を考慮した、リスク評価に基づく優先順位を検討している。
- 3) 長期（概ね 20 年以上）の点検・調査計画を策定している。
- 4) 短期（概ね 10 年以上）の点検・調査計画を策定している。
- 5) 長期（概ね 20 年以上）の改築・修繕計画を策定している。
- 6) 短期（概ね 10 年以上）の改築・修繕計画を策定している。
- 7) 下水道長寿命化計画（概ね 5 年）を策定している。
- 8) 策定した計画に基づき、実行、評価、見直しを行っている。もしくは行う体制を構築している。

注 6) 取組みを推進すべき項目（地震 BCP）

充実度

- 1) 地震規模等の設定と被害想定。
- 2) 非常時対応計画の策定。
- 3) 下水道台帳・整備台帳の整備とバックアップ。
- 4) 資機材の確保の検討。
- 5) 自治体内関連他部局との連絡・協力体制の構築。
- 6) 民間企業等との協定等の締結。
- 7) 住民等への情報提供及び協力要請。
- 8) B C P の点検・見直しの実施、もしくは見直しルールがある。

注 7) 取組みを推進すべき項目（地震 BCP）

活用度

- 9) 訓練計画の策定。
- 10) 訓練の実施。

安定した経営基盤の確立					
中期計画	達成状況を 確認する項目	目標 年度	現状値 (H26)	中期 計画 目標値	目標値設定手法
1) 事業管理 計画に基づく 管理運営	事業管理計画 の策定	H 3 7	—	事業管理計画 策定	策定状況：事業管理計画を策定し たか否か
2) 情報の戦略 的な活動に よる PDCA の 確立	汚水処理原価 (維持管理費) [※] 注 7)	H 3 7	169.4 円/m ³	—	汚水処理維持管理費 ÷年間有収水量 (円/m ³)
3) 汚水処理 全体で見た 最適化手法 の確立	経費回収率 (維持管理費) [※] 注 8)	H 3 7	98.9%	—	使用料収入 ÷汚水処理維持管理費×100 (%)
4) 施設の有効 利用と省エネ ルギーの推進 5) 職員の意識 改革と技術 向上	職員一人 当たりの 組織内外での 研修日数	毎年度	—	2 日以上/年 累計 20 日以上	組織内外での研修の延べ日数 ^{注 9)} ÷職員数 (日/人)

注 8) 汚水処理原価、経費回収率の中期計画目標値については、「生活排水処理構想」見直し後に設定する。

注 9) 研修日数については、毎年度の最低回数を設定し、中期計画目標値については、累計値に対する研修日数を基に目標値を設定する。

市民参画の推進					
中期計画	達成状況を 確認する項目	目標 年度	現状値 (H26)	中期 計画 目標値	目標値設定手法
1) 積極的な PR 活動	イベントの 企画実施回数 注 9)	H 3 7	2 回/年	2 回以上/年 累計 20 回以上	当該年度におけるイベント等の実 施回数
2) 広報の充実 3) 環境教育の 強化	市民への 下水道 広報発行回数 (HP 公表含む) 注 9)	H 3 7	2 回/年	4 回以上/年 累計 40 回以上	当該年度における市民への下水道 広報の 発行回数
4) 市民ニーズ の把握	小学生への 下水道教室の 開催回数 注 10)	H 3 7	0 回/年	1 回以上/年 累計 10 回以上	当該年度における下水道教室開催 数

注 10) イベント実施回数、広報発行回数、下水道教室開催については、毎年度の最低回数を設定し、中期計画目標値については、累計値に対する実施回数を目標値とする。

6. 平成26年度 横手市下水道中長期ビジョン策定調整会議 委員名簿

部課室所	氏 名	職 名
秋田県建設部下水道課	くどう としかず 工藤 利一	調整・環境整備班 副主幹（兼）班長
秋田県仙北地域振興局 建設部工務課	こんの しんご 今野 慎吾	工務課工務第三班 主幹兼班長
総務企画部経営企画課	むらた きよかず 村田 清和	経営企画課長
総務企画部危機管理課	かわい ちなむ 川井 縁	総務企画部次長兼 危機管理課長
市民生活部生活環境課	さとう つとむ 佐藤 勉	生活環境課長
市民生活部 横手衛生センター 雄物川衛生センター	しょうじ むねのり 東海林 宗徳	横手衛生センター所長 雄物川衛生センター所長
建設部都市計画課	ひの みつる 日野 充	都市計画課長
建設部建設監理課	さとう りょう 佐藤 亮	建設部次長兼建設監理課長
農林部農業政策課	すずき ちやうえつ 鈴木 長悦	農林部次長兼農業政策課長
上下水道部水道課	おばら のぶよし 小原 信美	上下水道部次長兼水道課長
上下水道部経営管理課	たけはら のぶひさ 竹原 信寿	経営管理課長

調整会議会場写真

(順不同・敬称略)



（参考：用語説明 五十音順）

【あ行】

■あきた循環のみず推進計画

” 県民の快適で安心できる暮らし” と” きれいな水環境” を次の世代に引き継ぐために、県と市町村との協働や各事業間での連携などにより、これまで以上に事業の合理化・効率化を図り、生活排水処理事業の経営基盤を強化する取組を定めた計画で平成24年10月に策定・公表したもの。

■アクションプラン

事業における現状や課題を把握し、事業期間を設け効果を明確に示す実施計画。下水道事業においては、未整備区域の概成（今後10年で整備を概成）を目指した計画。

■一般会計繰入金

市の一般会計から下水道事業の運営のために繰り入れられる資金。

■営業収支比率

営業活動に要する費用を、下水道使用料等の営業収益でどの程度賄っているかを示す比率で、高い方が良い。

■SS

水中に懸濁している物質の量。水の汚濁を表す指標のひとつ。数値が大きいほど汚れが大きいことを示す。

■汚水処理原価（維持管理費）

1m³の有収水量あたりの維持管理費を示す指標で、低いほうが良い。

■汚水処理施設

公共下水道、農業集落排水施設や合併処理浄化槽などの汚水を処理する施設の総称。

■汚水処理人口普及率

公共下水道や集落排水施設を利用できる人口に、合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を行政区域内人口で除して算出した、汚水処理施設の普及状況の指標。

【か行】

■合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）等の汚水を戸別に処理する設備。

■環境基準点

環境基準（人の健康を保護したり生活環境を保全する目的で、国や地方公共団体が公害防止対策を推進するために設定する、望ましい環境の質のレベル。）の維持達成状況を把握するための測定点。

■企業会計

その事業の収入で支出を賄う独立採算の会計。

■企業債

下水道など地方公営企業の事業資金を調達するために地方公共団体が発行する借入金。

■起債償還

下水道を建設する際に借り入れた地方債の元利及び利子の返済。

■業務継続計画

自然災害など、予期せぬ事態が発生した時でも、業務を継続できるようにするための計画。

■起債償還

下水道を建設する際に借り入れた地方債の元利及び利子の返済。

■経常収支比率

使用料収入・一般会計繰入金等の収益で維持管理費・減価償却費の費用をどの程度賄っているかを示す比率で高い方が良い。

■経費回収率

汚水処理に要する費用を下水道使用料でどの程度回収しているかを示す比率で、高い方が良い。

■経費回収率（維持管理費）

使用料収入の収益で維持管理費の費用をどの程度賄っているかを示す比率で高い方が良い。

■下水道使用料

下水道の維持管理費を賄うため、下水道を利用している人から徴収する使用料。

■下水熱

下水を熱源としたもので、冷暖房等に利用することが検討されている。

■公営企業

国や地方公共団体などが経営する公共のための企業。

■公共下水道

主に市街地の雨水をすみやかに排除し、また汚水进行处理するために原則として地方公共団体が管理する下水道。

【さ行】

■事業管理計画

下水道事業の10年程度の実施計画とそのための財源、収支計画をまとめた持続的な事業管理の実現を目指す計画。

■資源循環利用

従来の下水を排除・処理する一過性のシステムではなく、集めた物質等を資源・エネルギーとして活用・再生すること。

■地震 BCP

地震の影響によって下水道機能が低下した場合であっても、業務を実施・継続するとともに、早期に復旧させることを目的とした計画。

■し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥等を処理し、公共用水域へ放流するための施設。市町村や行政組合が設置、管理する。

■市民参画

市民等の下水道事業への理解をより一層深めていくことにより、市民自らが下水道事業に関わっていくこと。また、市民ニーズを把握し、施策に反映させること。

■集落排水施設

農業集落排水施設や林業集落排水施設等の総称。

■受益者負担金（分担金）

公共下水道等が整備されることにより環境改善が図られ、利便性・快適性が向上されるなど、生活の利益を受ける人に下水道建設費の一部を負担していただく費用。

■小規模集合排水処理施設

小規模集落の生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを目的として、汚水を処理する施設。

■処理区域

し尿や生活排水などの汚水を処理できるようになった区域のこと。公共下水道や集落排水施設、合併処理浄化槽で整備された区域の総称。

■新下水道ビジョン

国土交通省が、(公社)日本下水道協会と共同で、昨今の社会経済情勢の変化に対応し、管理運営時代の新たな下水道の政策体系として平成26年7月に策定・公表したもの。下水道の使命、長期ビジョン、及び、長期ビジョンを実現するための中期計画(今後10年程度の目標及び具体的な施策)を提示している。

■水洗化率

実際に汚水処理施設を利用している人口の割合。

■ストックマネジメント

持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

■スパイラルアップ

PDCA サイクルを重ねることで、継続的な改良・向上を図ること。

■生活排水処理構想

公共下水道、農業集落排水等、合併処理浄化槽の連携のもと、地域の実情に応じた経済的かつ効率的な整備手法を再検討し、生活排水処理施設整備の普及拡大を推進するための構想。

【た行】

■単独公共下水道

主に市街地における下水を排除及び処理するために原則として地方公共団体が管理する下水道であり、個別の終末処理場を有するもの。

■地方公営企業法

地方公共団体の経営する企業(公営企業)の組織、財務、職員の身分を規定する法律。

■都市下水路

公共下水道事業を実施していない地区において、早期に浸水の解消を図ることを目的に雨水排除施設を整備する下水道。

【な行】

■農業集落排水施設

農業振興地域内の農業集落の生活環境の改善や農業用排水の水質保全を図ることなどを目的として、し尿や生活雑排水などの汚水を処理する施設。

【は行】

■パブリックコメント

政策等を立案する過程で、政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等に公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び提案を考慮して意思決定を行う手続き。

■BOD

水中の微生物が有機物を分解する際に消費する酸素量。水の汚濁を表す指標のひとつ。数値が大きいほど汚れが大きいことを示す。

■PDCA サイクル

事業における管理業務を Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（点検・評価）→Act（処置・改善）の4段階を繰り返すことによって、円滑に進める手法。

■放流水質

汚水処理施設で処理された水が河川等の公共用水域に放流された時の水質。

【ま行】

■マンホール形式ポンプ

自然流下が困難な場所においてポンプを利用して汚水を流すもので、マンホールに入るようにコンパクト化したポンプ設備。

■見える化

事業の流れを映像・グラフ・図表・数値化によってだれにでも分かるように表わすこと。

【ら行】

■流域関連公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の下水を排除及び処理するものであり、かつ終末処理場を有するもの。

■流下機能

汚水等を正常に流すための機能。

■林業集落排水施設

林業振興地域等の林業集落の生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを目的として、汚水を処理する施設。